



福岡医発第 3270 号 (地)
令和 3 年 3 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部改正等について

今般、厚生労働省子ども家庭局より各都道府県知事等宛に別添のとおり通知がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

本件は、押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）が公布・施行されたことから、厚生労働省関係省令に定められた様式ならびに既存の通達等において定めている様式のうち、国民や事業者等に押印を求めている手続きについては、当該押印等を不要とする改正を行うものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ520)

令和3年3月1日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

(公 印 省 略)

押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部改正等について
(子ども家庭局)

今般、厚生労働省子ども家庭局長より各都道府県知事等宛に、標記の通知がなされ、
本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する
省令（令和2年厚生労働省令第208号）が公布・施行されたことから、厚生労働省
関係省令に定められた様式ならびに既存の通達等において定めている様式のうち、国
民や事業者等に押印を求めている手続きについては、当該押印等を不要とする改正を
行うものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員等へ
の周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

【添付ファイル】

○省令改正に係る通知・様式等

- ・押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令
(子発1225第3号)
- ・官報令和2年厚生労働省令208号（18条抜粋）
- ・改正後母体保護法施行規則 様式

○通知改正に係る通知・様式等

- ・押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の
施行に伴う通知様式の改正について（子発1225第2号）

改正後全文

- ・ 結核にかかっている児童に対する療育の給付について
- ・ 未熟児養育事業の実施について
- ・ 母体保護法施行規則の一部を改正する省令の施行及びフレキシブル申請等の取扱い等について
- ・ 母子保健医療対策総合支援事業の実施について

子母発 0212 第 1 号
令和 3 年 2 月 12 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行について」及び「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」に係る情報提供について

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）が、令和 2 年 12 月 25 日に公布・施行されたことに伴い、各都道府県知事・保健所設置市市長・中核市市長宛に、「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行について」（令和 2 年 12 月 25 日子発 1225 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知）及び「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」（令和 2 年 12 月 25 日子発第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知）を通知しております。

貴団体におかれましては、内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。

令和2年12月25日
子発 1225 第3号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）が本日公布・施行された。

このうち、当局所管省令の改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その円滑な施行につき御配慮いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

記

1. 次に掲げる省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とする改正を行う。

- ・ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ・ 母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）
- ・ 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）
- ・ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）
- ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則（平成31年厚生労働省令第72号）
- ・ 児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第184号）

2. 改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

○厚生労働省令第二百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（抄）

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（移送費の支給の申請） 第八十二条（略）			（移送費の支給の申請） 第八十二条（略）		
2	（略）		2	（略）	
3	前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。		3	前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。	
4	（略）		4	（略）	
（傷病手当金の支給の申請） 第八十四条（略）			（傷病手当金の支給の申請） 第八十四条（略）		
2	（略）		2	（略）	
3	前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。		3	前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。	
4	（略）		4	（略）	
（出産手当金の支給の申請） 第八十七条（略）			（出産手当金の支給の申請） 第八十七条（略）		
2	（略）		2	（略）	
4	第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。		4	第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。	
5	（略）		5	（略）	
（特定疾病の認定の申請等） 第九十九条（略）			（特定疾病の認定の申請等） 第九十九条（略）		
2	（略）		2	（略）	
3	前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。		3	前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。	
4	（略）		4	（略）	

(戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正)
 第十七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(フレキシブルディスクによる手続) 第四十六条 (略) (削る) 第四十七条 (略) 2 前項のフレキシブルディスクには、提出者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添えなければならない。ただし、前項各号に掲げる書類を前条の表の下欄に掲げる書類のいずれかに添える場合であつて、かつ、これらの書類の提出が、前項又は前条の規定により行われるときは、この限りでない。 (削る) (フレキシブルディスクの構造) 第四十八条 第四十六条及び前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 (フレキシブルディスクへの記録方式) 第四十九条 第四十六条及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一・二 (略) (フレキシブルディスクに貼り付ける書面) 第五十条 第四十六条及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)	(フレキシブルディスクによる手続) 第四十六条 (略) 2 前項に規定する請求者、届出者、申立者又は申請者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。 第四十七条 (略) 2 前項のフレキシブルディスクには、提出者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添えなければならない。ただし、前項各号に掲げる書類を前条第一項の表の下欄に掲げる書類のいずれかに添える場合であつて、かつ、これらの書類の提出が、前項又は前条第一項の規定により行われるときは、この限りでない。 3 前条第二項の規定は、前項に規定する提出者の氏名の記載について準用する。 (フレキシブルディスクの構造) 第四十八条 第四十六条及び前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 (フレキシブルディスクへの記録方式) 第四十九条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一・二 (略) (フレキシブルディスクに貼り付ける書面) 第五十条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)

様式第一号から様式第二号まで、様式第十五号から様式第十九号まで及び様式第二十二号から様式第二十四号までの様式中「㉔」を削る。

第十八条 母体保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中「㉔」を削る。

別記様式第十二号(一)及び別記様式第十三号(一)中「㉔」を削る。

第十九条 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第三号様式から別記第十号様式までの様式中「㉔」を削る。

別記第十号の二様式から別記第十号の四様式までの様式中「㉔」を削る。

別記第十一号様式、別記第十五号様式、別記第十八号様式から別記第二十号様式まで及び別記第二十二号様式から別記第二十五号様式までの様式中「㉔」を削る。

受胎調節実地指導員指定申請書

本籍

住所

氏

名

年
月
日生

一、助産師、保健師又は看護師の別

一、認定講習の名称及び終了年月日

右により受胎調節実地指導の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年
月
日

氏

名

都道府県知事 殿

別記様式第十二号(一)(第二十七条関係)

不妊手術実施報告書

令和 年 月 日

医師氏名

知事殿

病院又は診療所名

病院又は診療所の所在地

令和 年 月分不妊手術実施報告書を下記の通り提出する。

記

不妊手術実施報告票 枚

別記様式第十三号(一)(第二十七条関係)

人工妊娠中絶実施報告書

令和 年 月 日

指定医師名

知事殿

病院又は診療所名

病院又は診療所の所在地

令和 年 月分人工妊娠中絶実施報告書を下記の通り提出する。

記

人工妊娠中絶実施報告票 枚

子 発 1225 第 2 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が本日公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた通知により定められた様式についても、国民や事業者等の押印等を不要とする等、所要の改正を行いました。

改正の内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないようお願いいたします。

また、当局所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に、貴団体が独自に定められている様式等の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合においては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知)及び本通知を参考として、押印等の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第 1 様式の改正

(1) 次に掲げる通知の様式中、「印」を削る。

- ① 結核にかかっている児童に対する療育の給付について(昭和 36 年 8 月 9 日付け児発第 826 号) 様式例第 1 号及び様式例第 3 号
- ② 未熟児養育事業の実施について(昭和 62 年 7 月 31 日付け児発第 668 号) 別添「養育医療意見書」及び「移送承認申請書」
- ③ 母体保護法施行規則の一部を改正する省令の施行及びフレキシブル申請等の取扱い等について(平成 11 年 3 月 31 日付け児発第 284 号) 別添様式 1 及び別添様式 2
- ④ 老朽民間児童福祉施設等の整備について(平成 20 年 6 月 12 日付け雇児発第 0612001 号) 様式第 2 号
- ⑤ 指定保育士養成施設の各年度における業務報告について(平成 22 年 7 月 22 日付け

雇児発 0722 第 6 号) 別紙

- ⑥ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について(平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 4 号) 様式例 2
- ⑦ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 項に規定する講習の実施について(平成 28 年 11 月 8 日付け雇児発 1108 第 3 号) 別紙様式 1
- ⑧ 養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について(平成 30 年 7 月 26 日付け子発 0726 第 3 号) 別紙様式 1 及び別紙様式 3
- ⑨ 養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関における自己評価及び第三者評価の実施について(平成 31 年 3 月 29 日付け子発 0329 第 19 号) 様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 5 号

(2) 次に掲げる通知の様式中、「㊟」を削る。

- ① 児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における入所児童(者)処遇特別加算費について(平成 2 年 6 月 7 日付け児発第 475 号の 6) 別紙様式 1
- ② 養育費の取扱いについて(平成 14 年 7 月 26 日付け雇児発第 0726003 号) 別添
- ③ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について(平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 3 号) 教別紙参考様式 1、教別紙参考様式 3、教別紙参考様式 4、高別紙参考様式 1 及び高別紙参考様式 2
- ④ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について(平成 27 年 4 月 10 日付け雇児発 0410 第 5 号) 別紙参考様式 1 及び別紙参考様式 3
- ⑤ 保育人材確保事業の実施について(平成 29 年 4 月 17 日付け雇児発 0417 第 2 号) 別添様式 1、別添様式 2 及び別添様式

(3) 次に掲げる通知の一部について、それぞれ次のように改正する。

- ① 結核にかかっている児童に対する療育の給付について(昭和 36 年 8 月 9 日付け児発第 826 号) 様式例第 2 を別添 1 のように改める。
- ② 児童扶養手当町村事務取扱準則の改正について(昭和 60 年 8 月 21 日付け児発第 706 号)
 - ・別冊第 2 の 4 の(3)中、イを削り、ロをイとし、ハをロとする。
 - ・別冊第 3 の 3 の(2)中、イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとする。
 - ・別冊第 4 の 5 の(2)中、イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとする。
 - ・別冊第 8 の 1 中、(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)及び(12)を 1 つずつ繰り上げる。
 - ・様式第 2 号を別添 2 のように改める。
- ③ 未熟児養育事業の実施について(昭和 62 年 7 月 31 日付け児発第 668 号)
 - ・別添「低体重児出生届」を別添 3 のように改める。
 - ・別添「養育医療給付申請書」を別添 4 のように改める。
- ④ 児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における単身赴任手当加算費について(平成 2 年 4 月 11 日付け児発第 320 号の 7)

- ・別紙様式 1 を別添 5 のように改める。
- ⑤ 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（平成 17 年 8 月 23 日付け雇児発第 0823001 号）
 - ・別添 19 を別添 6 のように改める。
- ⑥ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 4 号）
 - ・別紙第 7 の 1 の③中「、あるいは、策定されたプログラムに本人の署名・捺印がなされている」を削る。
- ⑦ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（平成 29 年 11 月 27 日付け子発 1127 第 4 号）
 - ・第 2 のⅡの 1 の（4）の⑥の b）中、「記名押印又は署名のある」を「氏名を記載した」に改める。
- ⑧ 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（通知）（平成 31 年 4 月 24 日付け子発 0424 第 1 号）
 - ・第 4 の二の 1 の（2）の③中、「署名又は記名押印をする」を「氏名を記載する」に改める。

第 2 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

様式例第 2 号

療 育 給 付 申 請 書						
本 人	ふりがな 氏 名		男・女	生年月日	平成 令和 年 月 日	
	居 住 地			個人番号		
扶 養 義 務 者	ふりがな 氏 名		本人との 続 柄		職業	
	居 住 地			個人番号		
被保険者証等の 記号及び番号			保険者等の名称			
希望する指定療 育機関の名称及 び 所 在 地						
備 考						
別紙関係書類を添えて上記のとおり療育の給付を申請します。 申請者住所 本人との続柄 申請者氏名 令和 年 月 日 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長						
申請受付年月日			進達年月日			決定年月日
特記事項						

様式第 2 号

(表 面)

児 童 扶 養 手 当 受 給 資 格 者 名 簿															(町 村 名)		
整理番号		令和 年 月 日 認定															
氏 名	(ふりがな)					住 所	〒					支 払 金 融 機 関	名 称		口 座 番 号		
	(ふりがな)						〒										
							(令 . . . 変更)						(令 . . . 変更)				
個 番 人 号						生 年 月 日	大・昭・平・令					年 月 日					
										(令 . . . 変更)							
										(令 . . . 変更)							
証 書 の 番 号		第		号		証 書 の 交 付 ー 返 付 ー	令 . . .			令 . . .			令 . . .				
手 当 月 額	令和 . .		円 ()		()			()			()						
	令和 . .		円 ()		令 . .			令 . .			令 . .						
	令和 . .		円 ()		()			()			()						
	令和 . .		円 ()		令 . .			令 . .			令 . .						
支 給 対 象 児 童	氏 名	個 人 番 号	続 柄	障 害 の 有 無	生 年 月 日	再 診 年 月 日	該 年 月 日	該 当 事 由	9条・9条の2 ()	非 該 当 予 定 年 月 日	非 該 当 年 月 日	非 該 当 事 由	障 害	父 又 は 母 の 氏 名			
				有・無	平・令 . .		平・令 . .			平・令 . .	平・令 . .			傷 病 名 等			
				有・無	平・令 . .		平・令 . .			平・令 . .	平・令 . .		拘 禁	父 の 氏 名			
				有・無	平・令 . .		平・令 . .			平・令 . .	平・令 . .			母 の 氏 名			
				有・無	平・令 . .		平・令 . .			平・令 . .	平・令 . .			拘 禁 終 了 予 定 年 月 日			
				有・無	平・令 . .		平・令 . .			平・令 . .	平・令 . .						
受給資格喪失		受 給 資 格 喪 失 年 月 日					受 給 資 格 喪 失 事 由										
		令 . .															
備考		有 期 診 断 該 当 、 非 該 当 の 別															

(裏 面)

整理番号		氏 名		証書の記号・番号		第 号			
所 得 等 の 状 況									
支給停止関係届	区 分		令和 年		令和 年		令和 年		
	現況届	届出の有無		有（関係届・現況届）・無		有（関係届・現況届）・無		有（関係届・現況届）・無	
		所得制限の該当・非該当の別		該・一部該・非（災）		該・一部該・非（災）		該・一部該・非（災）	
	公的年金給付等 受給状況届	届出の有無		有・無		有・無		有・無	
		本人受給、児童受給、加算対象児童の別		本人・児童・加算対象		本人・児童・加算対象		本人・児童・加算対象	
		公的年金給付等の種類							
		公的年金給付等の年額		円		円		円	
		上記の対象期間		令和 年 月から		令和 年 月から		令和 年 月から	
	一部支給停止適用除外事由届出書 （5年等経過月：令和 年 月）	届出の有無		有・無		有・無		有・無	
		適用、適用除外の別		適用（ 年 月～ 年 月） 除外（ 年 月～ 年 月）		適用（ 年 月～ 年 月） 除外（ 年 月～ 年 月）		適用（ 年 月～ 年 月） 除外（ 年 月～ 年 月）	
		適用除外事由		就業中・求職活動中等・ 障害・負傷疾病・介護		就業中・求職活動中等・ 障害・負傷疾病・介護		就業中・求職活動中等・ 障害・負傷疾病・介護	
	支 給 停 止			令和 年 月から 令和 年 月まで 円		令和 年 月から 令和 年 月まで 円		令和 年 月から 令和 年 月まで 円	
区 分		氏 名	個人番号	受給資格者との続柄	受給資格者の所得にかかる 税法上の扶養親族等の 数及び12月31日現在の生計維持した児童の合計数	配偶者又は扶養義務者の 所得にかかる税法上の扶 養親族等の数	総所得金額等の合計額	備 考 (控除の種類等)	
令和 年	受 給 資格者			本人			円		
	配・扶						円		
	配・扶						円		
令和 年	受 給 資格者			本人			円		
	配・扶						円		
	配・扶						円		
令和 年	受 給 資格者			本人			円		
	配・扶						円		
	配・扶						円		

低 体 重 児 出 生 届

乳 児	ふりがな 氏 名		個人 番号	
	現 在 地	郵便番号 (電話)		
	出 生 場 所 (医 療 機 関 名)	(電話)		
	出 生 日 時	午前 年 月 日 時 分 午後		
	在 胎 週 数 (妊 娠 期 間)	週 日	第 子, 単胎／多胎 (胎)	
	出生時の体重・身長	グラム センチ		性別 男・女
産 婦	ふりがな 氏 名 及 び 年 齢	(歳)	個人 番号	
	住 所 地 (住 民 票 所 在 地)	郵便番号		
	居 住 地 (住所地と異なる場合)	郵便番号		
	連絡可能な電話番号			
参 考 事 項	(お子さんの様子や心配なこと、相談したいことなどを記入して下さい。)			
母子保健法第18条に基づき、低体重児の出生を届出ます。 令和 年 月 日 届 出 者 住 所 郵便番号 電 話 番 号 氏 名 乳児との関係 殿				

記載上の注意

- ・「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その住所を記入してください。
- ・「住所地」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- ・「居住地」欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等している場合は帰省先等を記入してください。

備考

- ・低体重児とは、出生時の体重が2500g未満の乳児をいいます。

養 育 医 療 給 付 申 請 書						
本 人	氏 名 （ふ り が な）		男・女	生年 月 日	令和	年 月 日
	住 所 地 （住 民 票 所 在 地）	郵便番号		個人 番号		
	現 在 地 （住所地と異なる場合）	郵便番号				
扶 養 義 務 者	氏 名 （ふ り が な）		本人との 続柄			
	居 住 地	郵便番号				
	電 話 番 号		個人番号			
被 保 険 者 証 等 の 記 号 及 び 番 号						
被 保 険 者 等 の 名 称						
希 望 す る 指 定 養 育 医 療 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地 （所在地は本人現在地と同じ場合は省略可能）						
備 考						
別紙関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。 申 請 者 住 所 郵便番号 本 人 と の 続 柄 申 請 者 氏 名 電 話 番 号 令和 年 月 日 市（区）町村長 殿						
申 請 受 付 年 月 日				決 定 年 月 日		

記載上の注意

「住所地」の欄は、住民票上の住所を記入してください。

「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その住所を記入してください。

「居住地」欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等している場合は帰省先等を記入してください。

別紙様式 1

令和 年度単身赴任手当加算費申請書

知事（市長）殿

年 月 日 提出

施設名		設置経営者	
住所		定員	

距離区分別単身赴任職員数

距 離 区 分		人 員
100km未満		人
100km以上	300km未満	
300km以上	500km未満	
500km以上	700km未満	
700km以上	900km未満	
900km以上	1,100km未満	
1,100km以上	1,300km未満	
1,300km以上	1,500km未満	
1,500km以上		
計		

内 訳 別 添

別添

単身赴任手当加算費申請書(個人別表)

年 月 日提出

単身赴任該当職員名(職種)		()
理由	☐ 1異動 ☐ 2施設の移転 ☐ 3その他 ()	
	上記事実の発生年月日 年 月 日	

1 異動直前の住居等

異動の発令日	年 月 日
異動直前の本人の住所	
同居者	☐ 配偶者 ☐ 子(生年月日 年 月 日) ☐ 子(生年月日 年 月 日) ☐ 子(生年月日 年 月 日) ☐ 子(生年月日 年 月 日)

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した日	年 月 日
配偶者と別居した事情	
現在の本人の住所	入居年月日 年 月 日
本人住居における同居者	☐ 子(生年月日 年 月 日) ☐ 子(生年月日 年 月 日) ☐ 子(生年月日 年 月 日) ☐ その他(続柄) ☐ その他(続柄) ☐ その他(続柄)
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と ☐ 同じ ☐ 異なる。(住所 入居年月日)

3 異動直前の住居から勤務施設までの通勤経路及び方法

順路	通勤の方法	区 間	距 離	備 考
		住居から(経由) まで	・ km	
		から(経由) まで	・ km	
		から(経由) まで	・ km	
		から(経由) まで	・ km	
		から(経由) まで	・ km	
	計		・ km	

経路略図(経路朱線)

4 配偶者の住居から勤務施設までの通勤経路及び方法

順路	通勤の方法	区間	距離	備考
		住居から（経由）	まで	・ km
		から（経由）	まで	・ km
		から（経由）	まで	・ km
		から（経由）	まで	・ km
		から（経由）	まで	・ km
	計		・ km	
経路略図（経路朱線）				

5 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	通勤の方法	区間	距離	備考
		住居から（経由）	まで	・ km
		から（経由）	まで	・ km
		から（経由）	まで	・ km
		から（経由）	まで	・ km
		から（経由）	まで	・ km
	計		・ km	
経路略図（経路朱線）				

記入上の注意

1. 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
2. 在勤する施設が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
3. 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務施設までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
4. 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務施設までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。

5. 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。

(表)
不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

		(ふ り が な) 氏 名		生年月日					
	夫	()		昭和 平成	年		月		日(歳)
	妻	()		昭和 平成	年		月		日(歳)
	住所(※1)	〒 _____ 電話 () _____							
	住所(※2)	〒 _____ 電話 () _____							
	備 考								
過去にこの助成金を受けたことがありますか (男性不妊治療分除く) ない ・ ある → 過去 () 回受けた 都道府県 助成を受けた自治体は(当県(市) ・ (市))									
(男性不妊治療分) ない ・ ある → 過去 () 回受けた 都道府県 助成を受けた自治体は(当県(市) ・ (市))									
申請者氏名 _____									
申 請 額 (男性不妊治療分除く) 金 _____ 円 申 請 額 (男性不妊治療分) 金 _____ 円 申 請 額 合 計 金 _____ 円									
(元号) 年 月 日									
都道府県知事 (市 長) 殿									
	金融機関名		銀行 本店						
			金庫 支店						
	農協 出張所								
	貯金種別	普通 当座	(ふ り が な) 口座名義人		()				
	口座番号								(左詰記入)

申請受理年月日				(承認・不承認) 決定年月日			
受給者番号							

注) 太枠の中をご記入ください。

※1: 夫婦の住所を記入する。

※2: 単身赴任等で夫と妻が異なる場合に住所を有する場合等夫婦の住所が異なる場合に記入。

- (添付書類)
1. 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
 2. 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
 3. 夫及び妻の所得額を証明する書類

受給者番号

医療機関発行の領収書添付箇所

(裏面添付又は別添可)

不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

(元号) 年 月 日

医療機関の名称及び所在地
主治医氏名

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日		昭和 平成 年 月 日(歳)		昭和 平成 年 月 日(歳)
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号(注参照)に○を付けてください		AまたはBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください)	
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください ()		(精子回収の有無) 1. 有 2. 無	
今回の治療期間※1	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (男性不妊治療分) (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日			
日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票 登録の有無	有 →症例登録番号※2		無	
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る] 特定不妊治療費 (男性不妊治療費除く) 領収金額 円 男性不妊治療費※3 領収金額 円			

※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2) 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

※3) 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関(指定を受けていない医療機関である場合を含む)で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母胎の状態を整えるために1~3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 授精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成の対象となりません。

(改正後全文)

児 発 第 8 2 6 号

昭和 36 年 8 月 9 日

[改正経過]

第1次改正	昭和 53 年 5 月 23 日	児発第 288 号
第2次改正	昭和 62 年 7 月 3 日	児発第 592 号
第3次改正	平成 7 年 4 月 3 日	児発第 377 号
第4次改正	平成 11 年 4 月 8 日	児発第 351 号
第5次改正	平成 18 年 8 月 28 日	雇児発第 0828003 号
第6次改正	平成 18 年 9 月 29 日	雇児発第 0925003 号
第7次改正	平成 19 年 3 月 22 日	雇児発第 0322003 号
第8次改正	平成 27 年 12 月 25 日	雇児発 1225 第 4 号
第9次改正	平成 28 年 4 月 20 日	雇児発 0420 第 4 号
第10次改正	令和 元年 5 月 10 日	子発 0510 第 2 号
第11次改正	令和 2 年 12 月 25 日	子発 1225 第 2 号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省児童局長

結核にかかっている児童に対する療育の給付について

標記の運用については、別紙実施要綱により行うこととされたので通知する。
なお、今般児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、新たに結核にかかっている児童に対する療育給付及び療養生活に必要な物品(以下「日用品」という。)の支給の制度が設けられることとなり、その運用については昭和 36 年 6 月 30 日厚生省発児第 158 号厚生事務次官通達「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」により通達されたところであるが、実施にあたっては次の事項に留意し、遺憾なきを期されたい。

なお、この通達により、昭和 34 年 5 月 18 日児発第 450 号児童局長通知は廃止する。

記

第1 一般事項

1 結核児童療育の方針

結核は、一般に長期間の療養を必要とするものであるが、とくに児童の場合は心身の発育期にあるので、結核にかかっている児童(以下「結核児童」という。)に対しては、その医療のみならず、入院中の教育面及び生活面についても適切な措置を講ずる必要がある。結核児童に対する療育の給付は、このような必要性にかんがみ、とくに長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ、適正な医療を行なうとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行ない、必要に応じて日用品を支給するものである。したがって、都道府県(指定都市及び中核市を含む。)は、この制度が、児童の心身両面にわたる健全な育成を目的とするものであることを考慮し、療育の給付を行なうにあたっては、指定療育機関、教育関係諸機関等にも、この趣旨を徹底させ、その協力を得てその目的が十分達成されるよう努めること。

2 対象

給付の対象となる児童の選定については、結核児童であつて、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者について行なうものとする。

3 給付の種類

- (1) 療育の給付は、本制度の性格上、児童が入院した場合に限つて行なわれ、通院治療の給付は行なわれないこと。
- (2) 医療に係る療育の給付(以下「医療給付」という。)は、児童福祉法(以下「法」という。)第20第4項に規定されているとおりであり、すべて指定療育機関に委託して行なわれるものであること。
- (3) 医療給付は、原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合は、この治療を給付の対象として差し支えないこと。

なお、療育の給付の対象となつた児童で、将来機能障害を残すおそれの多いものについては、適時に適切な理学療法等を行なうよう考慮し、症状が固定し、身体に機能障害が残つたため長期の機能訓練、職能訓練を必要と認めた場合には、症状に応じて、肢体不自由児施設入所等の措置をとること。

- (4) 学習に必要な物品(以下「学習用品」という。)の範囲は、直接学校で使用する教科書、ノート等通常の学習用品のほか、これに伴う予習、復習に必要なものも含まれるものであること。
- (5) 療養生活に必要な物品(以下「日用品」という。)の範囲は児童の生活指

導に必要な月刊雑誌、子供新聞、教養図書、手工(芸)材料、玩具等のほか必要に応じて身の廻り品、下着等を含むものであること。

4 指定医療機関

(1) 療育の給付は、児童を都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。)の指定する病院(指定療育機関)に入院させて行なうが、指定療育機関としては、結核の専門的治療を行ない得ることはもちろん、小児専用の結核病棟又は病室を有し、児童の生活上の指導を行ない、かつ、入院した児童が義務教育を受け得るように特別支援学校若しくは特別支援学級が病棟若しくは病室に近接する場所に設置され、又は教員の派遣が行なわれている病院が指定されること。

(2) 指定の基準は、児童福祉法施行令第 23 条のとおりであるが、この取扱いは次のとおりであること。

イ 結核児童のみを収容する病室の収容定員は、その病室が一つの場合は当該病室の収容定員がおおむね 20 人以上であり、二つ以上の場合、各病室の収容定員をあわせた定員がおおむね 20 人以上であること。

二つ以上の場合は一区画にまとめたものでなければならないが、これは療養生活中的児童を他からの悪影響から守ること及び療養生活の指導を行なううえでの便宜のためであり、単に建物の構造上のみならず看護単位のうえからも独立しているものがのぞましいこと。

ロ 結核の診療に必要な設備とは、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定するもののほか、装具、牽引装置等の設備が必要であること。

ハ 結核児童の療育生活の指導を担当する職員は、医師のほか保育士、児童指導員又は小児看護に習熟した看護師でなければならないこと。

ニ 入院中の結核にかかっている児童のための特別支援学級の設置又は教員の派遣は、特別支援学校の場合と同様に小学校及び中学校の両者について行なわれているか、又は行なわれることが明らかであること。

(3) イ 指定療育機関の指定の申請は様式例第 1 号により行われるものであること。なお、当該指定に当たっては、都道府県知事はその指定年月日のほか、名称、所在地及び診療を担当しようとする結核の種別を明確に記載させること。(児童福祉法施行規則(以下「規則」という。)第 11 条関係)

ロ 指定療育機関の名称等に変更があつたとき、指定療育機関が業務を休止し又は再開したとき、あるいは医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 24 条、第 28 条又は第 29 条に規定する処分を受けたときのいずれかに該当するに至ったときは、当該指定療育機関の開設者をして、速やかにその事項及びその年月日を届け出させること。(規則第 15 条関係)

- (4) 許可、認可等の整理に関する法律(昭和 53 年 5 月 23 日法律第 54 号)附則第 8 項により、同法施行前に厚生労働大臣が指定した指定療育機関(国が開設した病院を除く。)は同法施行後においては、都道府県知事が指定したものとみなされるものであること。
- (5) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 26 年法律第 51 号)附則第 7 条により、同法施行前に厚生労働大臣が指定した指定療育機関は同法施行後においては、都道府県知事が指定したものとみなされるものであること。

5 医療と教育との関係

児童の教育は、結核の治療に支障をきたさぬようその症状に応じて、医師の指導の下に行なわなければならないので、都道府県知事は、指定療育機関と教育機関が相互に密接な連絡を保ちつつ、医療及び教育を行なうよう指導すること。

第 2 給付の申請及び給付の決定に関する事項

1 申請

療育の給付の申請は、規則第 10 条第 1 項の規定によるものであるが、次の点に留意すること。

- (1) 申請者は、給付を受けようとする児童の親権を行なう者又は未成年後見人であること。申請者に対しては、この給付について(特に自己負担制度について)充分理解させること。
- (2) 申請者が申請をする際に希望する指定療育機関については、病名症状に応じた適切な指定療育機関を選定させるよう指導すること。
- (3) 申請書には医師の記載した療育意見書及び関係書類を添付させること。

2 給付の決定

- (1) 都道府県知事は、給付の可否の決定にあたっては、療育給付を委託する指定療育機関の選定についての申請者の希望、地理的条件及び病名症状等を考慮し、治療期間についても十分検討されたいこと。
- (2) 療育の給付を行なうときは、規則第 10 条第 2 項に規定する第 11 号様式による療育券を申請者に交付し、かつ、療育券に記載した指定療育機関にその旨を通知すること。

なお、療育券の交付に際しては、申請者に対し、その取扱につき十分指導すること。

- (3) 療育の給付を行なわないことを決定したときは、その旨を、理由を附して、速やかに申請者に通知すること。

3 療育券の取扱い

- (1) 療育券の有効期限は療育の給付の終了期限であるので、その記載に当たっては、指定療育機関と十分連絡のうえ、治療の終了予定期限に若干の余裕を見込む等医療の給付に支障のないよう配慮すること。
- (2) 療育券に記入された指定療育機関において診療を担当することが不適当のため他の指定療育機関への変更及び給付を療育券の有効期限を過ぎて継続する場合は、都道府県知事は、事前に指定療育機関より医師の意見書を添えて指定療育機関の変更及び療育給付継続の協議を行なわせ、これを承認することができること。

指定療育機関の変更及び療育給付継続の承認は文書によること。なお、前記については、申請者に対しても通知すること。

- (3) 療育券を紛失又はき損した場合は、申請により再交付すること。

4 学習用品及び日用品の支給

- (1) 学習用品及び日用品の支給は、都道府県知事が直接行なうこととされているが、支給にあたっては指定療育機関又は学校関係者と十分連絡し、事務処理に必要な便宜の提供その他積極的な協力を得るようにすること。
- (2) 日用品の支給にあたっては、指定療育機関と十分連絡し特に療育指導を担当する保育士、看護師等の意見を聞き、児童の療養生活に必要な物品を支給すること。

第3 診療報酬の請求、審査及び支払に関する事項

指定療育機関における療育の給付に係る診療報酬の請求、審査及び支払に関する事務は、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託して行うものであること。

第4 徴収額の決定及び徴収に関する事項

都道府県知事は、療育の給付の決定を行ったときは、法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額を決定し、その額を徴収することができること。

第5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び社会保険各法との関連事項

療育の給付を受ける児童が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用負担を受ける者である場合及び社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である場合は、それぞれ感染症の予防及び感染症

の患者に対する医療に関する法律及び社会保険各法による負担及び給付が行なわれることとなっており、これらの法律により給付を受けた残りの部分、すなわち、その療育の給付に要する費用のうち本人が直接負担する部分について療育の給付の対象とする取り扱いであること。

第6 その他

- 1 療育の給付について台帳等を備え付け、給付の状況を明らかにしておくこと。
- 2 本通知に係る各種様式の例は別添のとおりであるので、参考とされたい。

様式例第 1 号

指 定 療 育 医 療 機 関 指 定 申 請 書

児童福祉法第20条第 5 項の規定による指定療育医療機関の指定を受けたく、別紙図面を添付し、次のとおり、申請する。

令和 年 月

都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

病院開設者住所
氏名

病院の名称				病院の所在地			
標榜している診療科名							
結核にかかっている児童のみの収容する病室(※1)		収容定員				計	(人)
		現員					(人)
診療を担当している医師(※2)	氏名				氏名		
	略歴				略歴		
	(注) 常勤、非常勤の別及び非常勤の場合は月間勤務日数			(注) 常勤、非常勤の別及び非常勤の場合は月間勤務日数			
療養生活の指導を担当する職員(※3)	保育士、看護師、児童指導員別の氏名				保育士、看護師、児童指導員別の氏名		
	略歴				略歴		
診療に必要な設備							
児童の療育生活に必要な設備		図 書		遊 具		その他(※4)	
		種 類	冊 数	種 類	数 量	種 類	数 量
児童の療育生活に必要な設備		学校の名称				学校の種別(※5)	特別支援学校、特別支援学級、教員派遣
			設置又は開始年月日	学 級 数	教 員 数	在 籍 児 童 数	
		小学部		学級	人	人	
		中学部		学級	人	人	

様式例第 2 号

療 育 給 付 申 請 書						
本 人	ふりがな 氏 名		男・女	生年月日	平成 令和 年 月 日	
	居 住 地			個人番号		
扶 養 義 務 者	ふりがな 氏 名		本人との 続 柄		職業	
	居 住 地			個人番号		
被保険者証等の 記 号 及 び 番 号			保険者等の名称			
希望する指定療 育機関の名称及 び 所 在 地						
備 考						
別紙関係書類を添えて上記のとおり療育の給付を申請します。 申請者住所 本人との続柄 申請者氏名 令和 年 月 日 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長						
申請受付年月日			進達年月日			決定年月日
特記事項						

様式例第3号

療 育 給 付 意 見 書				
本 人 氏 名		男・女	生 年 月 日	平成 令和 年 月 日
本 人 住 所				
病 名		発 病 年 月 日	平成 令和 年 月 日	
症 状				
これまでに行われ た 治 療				
今後の治療方針				
治療見込期間				
学習を行うにつ いて の 意 見				
上記のとおり診断する。 令和 年 月 日 医療機関の名称及び所在地 医 師 氏 名				

(注) 1 病名については、骨関節結核とそれ以外の結核を明確に区別して記入すること。
2 合併症を有する場合には、病名欄に併記すること。

(改正後全文)

児 発 第 6 6 8 号

昭和 6 2 年 7 月 3 1 日

[改正経過]

第一次改正 平成 6 年 9 月 30 日 児 発 第 897 号

第二次改正 平成 9 年 4 月 1 日 児 発 第 253 号

第三次改正 平成 11 年 4 月 8 日 児 発 第 351 号

第四次改正 平成 25 年 2 月 28 日 雇児発 0228 第 4 号

第五次改正 平成 27 年 12 月 25 日 雇児発 1225 第 3 号

第六次改正 令和元年 5 月 10 日 子 発 0510 第 2 号

第七次改正 令和 2 年 12 月 25 日 子 発 1225 第 2 号

各

都道府県知事
政令市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

未熟児養育事業の実施について

未熟児養育事業の実施については、昭和四九年一〇月二日児発第六三七号厚生省児童家庭局長通知「未熟児養育事業の実施について」により実施してきたところであるが、本年四月一日より地方公共団体の団体事務とされたこと等に伴い、前記通知を廃止し、本通知により実施することとしたので、左記事項を留意のうえ、適正かつ円滑な実施を期されたい。

第一 未熟児養育についての方針

未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は高率であるばかりでなく、心身の障害を残すこともあることから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては養育に必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて市町村（特別区を含む。以下同じ。）の保健師等により未熟児

の保護者に対する訪問指導を行うこととする。

第二 未熟児養育対策

一 低体重児届出の徹底

未熟児の養育対策の万全を期するため、母子保健法(昭和四〇年法律第一四一号。以下「法」という。)第一八条の規定による低体重児の早期届出の徹底を図る必要がある。

このため、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母親(両親)学級等の機会をとらえてすみやかに届出が行われるよう指導するほか、日本医師会、日本助産師会、日本看護協会等の積極的な指導協力を得るため、これらの団体との連絡協調を密にし、未熟児の早期把握に万全を期すこと。

二 未熟児養育医療

(一) 対象

養育医療の対象は、法第六条第六項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたものとする。

なお、法第六条第六項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。

ア 出生時体重二、〇〇〇グラム以下のもの

イ 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの

(ア) 一般状態

a 運動不安、痙攣があるもの

b 運動が異常に少ないもの

(イ) 体温が摂氏三四度以下のもの

(ウ) 呼吸器、循環器系

a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの

b 呼吸数が毎分五〇を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分三〇以下のもの

c 出血傾向の強いもの

(エ) 消化器系

a 生後二四時間以上排便のないもの

b 生後四八時間以上嘔吐が持続しているもの

c 血性吐物、血性便のあるもの

(オ) 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(二) 指定養育医療機関の基準

指定養育医療機関の具備すべき基準は、次のとおりとすること。

ア 産科又は小児科を標ぼうしていること

イ 独立した未熟児用の病室を有すること

ウ 保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること

エ 未熟児養育に習熟した医師及び看護師を適当数有すること

(三) 診療上の留意事項

指定養育医療機関は、未熟児の医療が専門外にわたるときは、指定養育医療機関医療担当規程及び保険医療機関及び保険医療担当規則に定めるところにより、適切な措置を講ずること。

(四) 移送

指定養育医療機関は、移送用保育器及び酸素吸入装置を整備し、医師及び看護師の付添いのもとに救急用自動車等により移送するよう配慮すること。

(五) 養育医療の申請及び給付

ア 給付の申請

養育医療の給付の申請は、母子保健法施行規則(以下「規則」という。)第九条の規定によるものであるが、その要領については次によること。

(ア) 申請者は、未熟児の保護者(法第六条第四項)であること。

(イ) 申請書には、医師の記載した養育医療意見書及びその他必要とする関係書類を必ず添付させること。

イ 給付の決定

(ア) 市町村長は、すみやかに養育医療を給付するか否かを決定すること。

(イ) 養育医療の給付を行うことを決定したときは、規則第九条第二項による養育医療券(以下「医療券」という。)を申請者に交付し、かつ医療券に記載した指定養育医療機関にその旨を通知すること。

また、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、すみやかに、その理由を明らかにして、申請者に通知すること。

(ウ) 医療券の交付に際しては、申請者に対し、その取扱いについて十分指導すること。

なお、費用徴収する場合には、あらかじめ周知徹底させておくこと。

- (エ) 医療は、医療券を指定養育医療機関に提出して給付を受けることとなっているが、やむを得ない理由により、医療券を提出できない場合には、医療を行い、その理由がなくなった後、すみやかに、医療券を提出させること。

ウ 医療券の取扱い

- (ア) 医療券の有効期間の記載にあたっては、その始期は、当該指定養育医療機関による当該医療開始の日にさかのぼる取扱いとすること。

また、その終期は、当該医療の終了の日であるので、診療の終了予定期間に若干の余裕を考慮して記入すること。

なお、病院診療所用及び薬局用の医療券を併せて交付する場合における有効期間は、同一の有効期間とすること。

- (イ) 当該医療を医療券の有効期間を過ぎて継続する必要がある場合は、市町村長は、事前に保護者若しくは当該指定養育医療機関より医師の意見書を添えて養育医療継続の申請を行わせ、これを承認することができること。

養育医療継続の承認は、文書によるものとし、これに期限を附すこと。

なお、継続の承認決定を行ったときは、前記(五)のイ(イ)に準じて、申請者及び指定養育医療機関にその旨を通知すること。

- (ウ) やむを得ない理由により当該指定養育医療機関を転院する場合は、新たに、申請を行わせるものとする。

この場合の申請書には、意見書及び転院を必要とする理由を記載した医師の証明書を添附すること。

エ 医療の給付

- (ア) 医療の給付は、現物給付によることを原則とし、やむを得ない事情がある場合にのみ現物給付に変えて、その費用を支給することとすること。

- (イ) 給付の範囲は、法第二〇条第三項に定められているところであるが、これらのうち移送の給付の取扱いについては、次によること。

- a 移送は、医師が特に必要と認めた場合に承認するものとし、その額は必要とする最小限の実費とすること。

なお、移送に際し、付添いの必要があると認められる場合は、付添人の移送費についても支給して差支えないこと。

- b 移送費等の支給申請は、その事実についての指定養育医療機関の医師の証明書及び当該費用の額に関する証拠書類を添えて、給付の申請者から市町村長に申請させること。

(六) 診療報酬の請求、審査及び支払

診療報酬の請求、審査及び支払については、「養育医療費等公費負担医療の給付にかかる診療報酬等の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」（平成二五年二月二八日雇児発〇二二八第二号）及び「母子保健法に規定する養育医療に要する費用の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金に委託する契約について」（平成二五年二月二八日雇児発〇二二八第三号）に定めるところによること。

(七) 徴収

法第二条の四第一項の規定により当該措置に要する費用の全部又は一部を扶養義務者から徴収することができること。

(八) 医療保険各法との関連事項

母子保健法施行規則第一四条第二項の医療保険各法と本給付との関係は、その本人が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先すること。

したがって、養育医療の給付は、いわゆる自己負担分を対象とするものであること。

(九) その他

給付の状況を明確にするため、「養育医療給付台帳」を備付け、その状況を明らかにしておくこと。

三 未熟児訪問指導

(一) 訪問指導の実施

法第十九条による訪問指導の実施にあたっては、医療機関等を通じて未熟児の症状等の把握に努めるものとし、指導内容は、当該医療機関の医師等の意見を聞くほか、平成八年十一月二〇日児発第九三四号厚生省児童家庭局長通知「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」の別添「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」のⅡの第二の三及び第三の三を参考とし、特に、合併症や後遺症、成長発育状況等に応じて適切な指導を行うこと。

(二) 対象の把握

訪問指導を徹底するため、常に低体重児の届出状況等を把握するとともに、

医療機関等との連絡を密にし、対象の把握に努めること。

このため、退院年月日、退院後の住所及び退院時の状況等について、特に医療機関等からの報告を求めるなど積極的な協力を求めること。

なお、報告を求めるにあたっては、未熟児の出生内容等に関しての医療機関から市町村に対する連絡票をあらかじめ関係医療機関に配布しておくこと。

(三) 訪問指導の徹底

未熟児は、通常養育上の必要性から訪問指導を必要とするため、出生したすべての未熟児を対象として訪問指導を行うことが望ましい。特に、未熟児養育医療の対象となった児を重点対象とすること。

(四) 事後指導の徹底

訪問指導を行ったときは、母子健康手帳及び関係書類に必要な事項を記入して事後指導の徹底を図ること。

第三 その他

一 妊婦健康診査及び保健指導の徹底

未熟児の出生を防止するためには、未熟児出生の原因となる妊婦の疾病等の予防と早期発見に努め、早期に治療を行うことが必要であるので、妊婦に対する妊娠中の定期的な健康診査及び保健指導の徹底に努めること。

二 都道府県等の役割

都道府県及び保健所は、法第八条及び地域保健法（昭和二二年法律第一〇一号）第六条から第八条までの規定に基づき、市町村間の連絡調整や技術的助言等を行うこととされており、未熟児養育事業の実施においても、その役割を果たすことが求められる。

具体的には、都道府県は市町村が適切に事業を実施できるよう、条件を整備するとともに、都道府県が設置する保健所とともに、都道府県が策定する医療法（昭和二三年法律第二〇五号）に規定する医療計画の内容等を踏まえつつ、広域的な観点から、未熟児に対する保健、医療、福祉等の関連施策との連携の強化に努めること。

また、都道府県が設置する保健所にあつては、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、引き続き、所管区域内の市町村の未熟児養育事業の実施状況等の把握、評価及び分析を行い、市町村に対し、未熟児養育事業の円滑な実施のために必要な支援を行うよう努めること。

三 医療機関等の協力

未熟児養育事業の円滑な実施を図るため、本事業に直接関係する医療機関はもと

より、医療保健関係者等に対し、日本医師会、日本助産師会、日本看護協会等を通じて本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、積極的な協力を求めること。

四 広報活動

未熟児養育事業の実施については、未熟児医療にたずさわる医師及び助産師等の医療保健関係者はもとより、母子保健推進員、母子保健地域組織の構成員等に対し、本事業の趣旨の周知徹底をはかるほか、積極的な協力を求めて効率的な運営をはかること。

また、住民、特に妊婦に対し、本事業の趣旨の徹底を図り、母親（両親）学級等の保健衛生教育の場を通じて常に未熟児養育上の正しい知識とその方法を普及すること。

五 その他

本通知に係る各種様式については、別添を参考とされたいこと。

低 体 重 児 出 生 届

乳 児	ふりがな 氏 名			個人 番号	
	現 在 地	郵便番号 (電話)			
	出 生 場 所 (医 療 機 関 名)	(電話)			
	出 生 日 時	年 月 日		午前 午後	時 分
	在 胎 週 数 (妊 娠 期 間)	週 日	第 子, 単胎／多胎 (胎)		
	出生時の体重・身長	グラム センチ		性別	男・女
産 婦	ふりがな 氏 名 及 び 年 齢	(歳)		個人 番号	
	住 所 地 (住 民 票 所 在 地)	郵便番号			
	居 住 地 (住 所 地 と 異 な る 場 合)	郵便番号			
	連 絡 可 能 な 電 話 番 号				
参 考 事 項	(お子さんの様子や心配なこと、相談したいことなどを記入して下さい。)				
母子保健法第18条に基づき、低体重児の出生を届出ます。 令和 年 月 日 届 出 者 住 所 郵便番号 電 話 番 号 氏 名 乳児との関係 殿					

記載上の注意

- ・「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その住所を記入してください。
- ・「住所地」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- ・「居住地」欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等している場合は帰省先等を記入してください。

備考

- ・低体重児とは、出生時の体重が2500g未満の乳児をいいます。

養 育 医 療 給 付 申 請 書						
本 人	氏 ^ふ ^り ^が ^な 名		男・女	生年 月 日	令和	年 月 日
	住 所 地 (住 民 票 所 在 地)	郵便番号		個人 番号		
	現 在 地 (住所地と異なる場合)	郵便番号				
扶 養 義 務 者	氏 ^ふ ^り ^が ^な 名		本人との 続柄			
	居 住 地	郵便番号				
	電 話 番 号		個人番号			
被 保 険 者 証 等 の 記 号 及 び 番 号						
被 保 険 者 等 の 名 称						
希 望 する 指 定 養 育 医 療 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地 (所在地は本人現在地と同じ場合は省略可能)						
備 考						
別紙関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。 申 請 者 住 所 郵便番号 本 人 と の 続 柄 申 請 者 氏 名 電 話 番 号 令和 年 月 日 市（区）町村長 殿						
申 請 受 付 年 月 日			決 定 年 月 日			

記載上の注意
「住所地」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その住所を記入してください。
「居住地」欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等している場合は帰省先等を記入してください。

養育医療意見書						
ふりがな			男・女	生年 月日	令和	年 月 日
氏名						
在胎週数		(単胎／双胎 (胎))		出生時の体重		グラム
症 状 の 概 要	1 一般状態	(1) 運動不安・痙攣 (2) 運動が異常に少ない				
	2 体温	(1) 摂氏 3 4 度以下				
	3 呼吸器 循環器	(1) 強度のチアノーゼ持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分 5 0 以上で増加傾向 (4) 呼吸数が毎分 3 0 以下 (5) 出血傾向が強い				
	4 消化器	(1) 生後 2 4 時間以上排便がない (2) 生後 4 8 時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物がある (4) 血性便がある				
	5 黄疸	(1) 生後数時間以内に発生 (2) 異常に強い				
	その他の所見 (合併症の有無等)					
	診療予 定期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
現在受 けている医療	保育器の使用 人工換気療法 酸素吸入 経管栄養 持続静脈内注射 その他の医療					
症状の 経過						
上記のとおり診断する。 令和 年 月 日 医療機関の名称及び所在地 郵便番号 電話番号 医師氏名						

移 送 承 認 申 請 書				
受療者氏名				受給者番号
担当医師の意見	移送	移送区間		
		移送方法		
		移送年月日		
	移送を必要と認める事由			
	費用見積額			
令和 年 月 日 指定養育医療機関の所在地 郵便番号 名称 電話番号 担当医師名				
やむを得ない理由で事後において申請するときはその理由				
上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 申請者居住地 郵便番号 氏 名 電話番号 市（区）町村長 殿				
申請受付年月日				決定年月日

養育医療給付台帳

コード番号		制度別 番号	都道府 県番号	実施機関 番号	※	受給者番号		※	保険者番号		医療機関番号			
受療者	氏 名				申請者	氏 名			受療者との続柄		所得階層 区分	1 A		
	生年月日					生年月日						2 B		
	出生児体重					住 所						3 C (円)		
									4 D (円)					
医療券 交付年 月日等	医療券交付 年 月 日				保険 加入 区分	保険区分				指定養育 医療機関				
	医 療 券 有効期間					保険者の 名 称								
	診 療 予定期間					被保険者 記号番号								
請 求 月	診 療 月	診 実 日	療 数	決 定 点 数 ①	医 療 保 険 等 負 担 額 ②	差 引 額 ①－②＝③	移 送 費 等 ④	そ の 他 ⑤	支 弁 額 ③＋④＋⑤＝⑥		備 考			
計														

(注) コード番号欄の※は、検証番号

別添

市（区）町村長 殿

医療機関名
電話番号
主治医

未熟児出生連絡票(医療機関→市(区)町村)

今後の保健指導をお願いいたしたく連絡いたします。

ふりがな 児の氏名	男・女 令和 年 月 日生 第 () 子 単胎・多胎 () 子中 () 子
父母の名	父 () 歳、 母 () 歳
住 所 地	電話番号 ()
母の居住地 (住所地と異なる場合)	日中連絡がつく電話番号 ()
状況	出生場所 当院・ () 病院 在 胎 () 週 () 日 体 重 () g 身 長 () cm 出生児の特記事項 妊娠中の異常の有無 無・有 ()
入院中の経過	入院期間 令和 年 月 日～ 年 月 日 保育器収容日数 () 日 診断名 けいれん : 無・有 生後 () 日～ () 日 呼吸障害 : 無・有・酸素使用: 生後 () 日～ () 日 人工換気療法: 生後 () 日～ () 日 黄疸治療 : 無・有・光線療法 日 / 交換輸血: () 回 眼底所見 : 無・有・網膜症治療: 無・有 その他の合併症
退院時の状況	体重: () g 哺乳状態: 母乳・混合・人工 () ml × () 回 ミルクの増やし方—普通でよい・注意を要する 在宅での継続医療: 人工呼吸管理、 経管栄養、 その他 () 退院処方: 無・有 () フォローアップする医療機関: 当院・ () 病院、診療所
主な退院指導内容 (緊急時の対応)	
行ってほしい保健指導や支援の内容	
特記事項	

入院中の主治医	外来担当 (主治) 医
---------	-------------

次回の当院受診予約日 (月 日) 記録日 (月 日)
※本連絡票を市（区）町村に送ることについては、ご両親（父・母）の了解を得ております。
注：住所地欄には、児の退院後の居住地を記入すること。

(改正後全文)

児 発 第 284 号

平成 11 年 3 月 31 日

[改正経過]

第 1 次改正 子発 1225 第 2 号 令和 2 年 12 月 25 日

各 都道府県知事 殿

厚生省児童家庭局長
(公印省略)

母体保護法施行規則の一部を改正する省令の施行及びフレキシブル申請等の取扱い等につ
いて

平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 47 号をもって、母体保護法施行規則の一部を改正する省令が公布され、同日から施行されることとなった。

今回の改正は、規制緩和推進三か年計画(平成 10 年 3 月 31 日閣議決定)において、平成 10 年度中に「母体保護法施行規則における受胎調節実地指導員の指定(被指定者からの申請)及び不妊手術又は人工妊娠中絶を行った者の届出について、一定の規格等を前提として電子媒体(フロッピーディスク)による手続を認める。」としていることから、受胎調節実地指導員の指定を受ける申請書並びに不妊手術及び人工妊娠中絶手術を行った旨を届け出る報告書の提出について、フレキシブルディスク(以下「FD」という。)を用いて行うことができること等の規定を定めたものである。

従来、書面により行われていた申請又は報告の手続きがFDを用いて行うことができるよう、貴職におかれては左記の事項に十分留意のうえ、必要な体制整備等その適正な運用を図るとともに、貴管下関係者に対する周知徹底及び指導方ご配慮願いたい。

記

1 FDによって提出できる申請書等

FDによって提出できる申請書等は、受胎調節実地指導員の指定を受ける申請書(別記様式第 8 号)並びに不妊手術及び人工妊娠中絶手術を行った旨を届け出る報告書(別記様式第 12 号及び別記様式第 13 号)(以下「申請書等」という。)である。

2 FDによる申請等の方法

申請書等のFDによる提出は、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したFD並びに申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行う。

3 FDの構造及び記録方式

- (1) FDは、J I S X6223 号に適合する3・5インチフレキシブルディスクカートリッジとする。
- (2) FDへの記録方法は、トラックフォーマットとしてJ I S X6224 号又はJ I S X6225 号に規定する方式、ボリューム及びファイル構成としてJ I S X0605 号に規定する方式とすることにより、MS-DOSの1・2メガバイト又は1・44メガバイトにフォーマットされたFDを使用することとする。

4 書面の様式

申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類(以下「FD申請等の書面」という。)の様式については、受胎調節実地指導員の指定を受ける申請書(別記様式第8号)にあつては、別紙様式1を、不妊手術及び人工妊娠中絶手術を行った旨を届け出る報告書(別記様式第12号及び別記様式第13号)にあつては、別紙様式2を用いることとする。

5 FDにはり付ける書面

FDにはり付ける書面には、次の事項を記載すること。

- (1) 申請者又は報告者の氏名(医師にあつては、病院名又は診療所名を記載。)
- (2) 申請年月日又は報告年月日
- (3) FD内に記録している書類の種類
- (4) 申請用FD作成ソフトウェアの種類
(例)一太郎 バージョン5

6 FDの部数

FDは一枚提出することとする。FD申請等の書面については、一部を提出することとする。

7 申請用FD作成ソフトウェア

申請用のFDを作成するソフトウェアについては、都道府県が定めるものに限ることとする。

都道府県は、担当部局及び管下保健所の所有する情報機器の状況等を踏まえ、申請用のFDを作成するソフトウェアを定めることとするが、多種のソフトウェアにより作成され

たFDによる申請を可能とするよう、所有する情報機器が対応可能なソフトウェアをできるだけ多く定めること。

8 施行期日

公布の日(平成 11 年 3 月 31 日)から施行する。

フロッピーディスクによる受胎調節実地指導員指定申請

別添のフロッピーディスクにより、受胎調節実地指導員の指定を申請します。

年 月 日

住所

氏名

都道府県知事 殿

連絡先

電話番号

F A X 番号

フロッピーディスクによる人工妊娠中絶手術実施報告

別添のフロッピーディスクにより、不妊手術又は人工妊娠中絶手術の実施を報告します。

年 月 日

医師氏名

病院又は診療所名

病院又は診療所の所在地

都道府県知事 殿

連絡先

電話番号

F A X 番号

【改正後全文】

雇児発第 0823001 号

平成 17 年 8 月 23 日

一部改正 雇児発第 1011007 号平成 18 年 10 月 11 日
雇児発第 0514002 号平成 19 年 5 月 14 日
雇児発第 0331010 号平成 20 年 3 月 31 日
雇児発第 0515001 号平成 21 年 5 月 15 日
雇児発 0716 第 4 号平成 21 年 7 月 16 日
雇児発 0324 第 6 号平成 22 年 3 月 24 日
雇児発 0329 第 12 号平成 23 年 3 月 29 日
雇児発 0405 第 24 号平成 24 年 4 月 5 日
雇児発 0515 第 25 号平成 25 年 5 月 15 日
雇児発 0530 第 2 号平成 26 年 5 月 30 日
雇児発 1205 第 2 号平成 26 年 12 月 5 日
雇児発 0217 第 2 号平成 27 年 2 月 15 日
雇児発 0417 第 1 号平成 27 年 4 月 17 日
雇児発 0120 第 3 号平成 28 年 1 月 20 日
雇児発 0516 第 3 号平成 28 年 5 月 16 日
雇児発 0915 第 5 号平成 28 年 9 月 15 日
雇児発 0331 第 32 号平成 29 年 3 月 31 日
子発 0328 第 1 号平成 30 年 3 月 28 日
子発 1011 第 7 号平成 30 年 10 月 11 日
子発 0517 第 1 号令和元年 5 月 17 日
子発 0401 第 9 号令和 2 年 4 月 1 日
子発 0501 第 1 号令和 2 年 5 月 1 日
子発 0617 第 2 号令和 2 年 6 月 17 日
子発 0817 第 1 号令和 2 年 8 月 17 日
子発 1225 第 2 号令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区长

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子保健医療対策総合支援事業の実施について

母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長及び特別区区长を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成 8 年 5 月 10 日児発第 485 号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成 12 年 10 月 20 日児発第 834 号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要

とする児童に対する療育指導について（平成 9 年 4 月 1 日児発第 250 号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成 8 年 5 月 10 日児発第 483 号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成 16 年 3 月 31 日雇児発第 0331008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成 8 年 5 月 10 日児発第 488 号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

別紙

母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。

- 1 子どもの心の診療ネットワーク事業（別添1）
- 2 生涯を通じた女性の健康支援事業
 - （1）健康教育事業（別添2）
 - （2）女性健康支援センター事業（別添3）
 - （3）不妊専門相談センター事業（別添4）
 - （4）HTLV-1 母子感染対策事業（別添5）
 - （5）若年妊婦等支援事業（別添6）
- 3 妊娠・出産包括支援事業
 - （1）産前・産後サポート事業（別添7）
 - （2）産後ケア事業（別添8－1）
 - （3）産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業（別添8－2）
 - （4）妊娠・出産包括支援緊急整備事業（別添9）
 - （5）子育て世代包括支援センター開設準備事業（別添10）
 - （6）妊娠・出産包括支援推進事業（別添11）
- 4 不妊に悩む方への特定治療支援事業（別添12）
- 5 産婦健康診査事業（別添13）
- 6 新生児聴覚検査体制整備事業（別添14）
- 7 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（別添15）
- 8 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業（別添16）
- 9 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（別添21－1、21－2）
- 10 乳幼児健康診査個別実施支援事業（別添22）

第3 国の助成

母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働省に提出すること。

子どもの心の診療ネットワーク事業

1 事業目的

様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に、被災した子どもの心のケアを行う体制をつくる。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3 事業内容

都道府県及び指定都市は、次に掲げる事業を実施するものとする。

（1）子どもの心の診療支援（連携）事業

- ① 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援
- ② 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援
- ③ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣
- ④ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

（2）子どもの心の診療関係者研修・育成事業

- ① 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施
- ② 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催
- ③ 子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成

（3）普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。

4 その他

本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。

健康教育事業

1 事業目的

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多い。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。

3 事業内容等

都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

（1）対象者

思春期から更年期に至る女性を対象とする。

（2）事業内容等

健康教育事業は、次の方法により行うものとする。

- ① 講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を、定期的を開催し、必要に応じて講演会を開催する。（別添4「不妊専門相談センター事業」により実施する講演会等を除く。）
- ② 思春期から更年期に至る女性に対し、女性の健康教育に資する小冊子等を配布することにより、その知識の普及啓発に努める。
- ③ 学校等において、児童や生徒向けに、性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、分かりやすい講習方法や、伝えるべき事項などの研修会の実施。
※ 健康教育事業で性に関する内容の講習会等を実施する場合は、避妊方法、妊孕性や、相談窓口など、幅広くテーマとして取り扱うこと。

（3）実施担当者

本事業は、女性の健康（精神保健を含む。）に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等により実施する。

（4）実施日時、場所

健康教室は、保健所その他受講者が利用しやすい場所及び日時を選定して行うものとする。

女性健康支援センター事業

1 事業目的

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多い。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。

3 事業内容等

都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

（1）対象者

女性健康支援センターは、次に掲げる思春期から更年期に至る女性を対象とする。

- ① 思春期にあつて健康相談を希望する者
- ② 妊娠、避妊についての的確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者
- ③ 不妊に関する一般的な相談を希望する者
- ④ メンタルケアの必要な者
- ⑤ 婦人科疾患、更年期障害を有する者
- ⑥ その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者

（2）事業内容

- ① 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- ② 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援
- ③ 相談指導を行う相談員の研修養成
- ④ 相談体制の向上に関する検討会の設置
- ⑤ 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- ⑥ 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発
- ⑦ 女性の健康に関する学習会の開催
- ⑧ その他相談の実施に必要な事項

（3）実施担当者

本事業は、医師、保健師又は助産師等により実施する。

なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、女性の健康に関する専門性の向上に努めること。

また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。

（4）実施日時、場所等

本事業は、保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施するものとする。

なお、相談指導及び学習会の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。

(5) 広報活動等

対象者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布するほか、若年世代がアクセスしやすいツールであるインターネットやSNSを通じた広報活動を積極的に行うこと。

また、市町村や医療機関、教育機関、児童相談所、警察等の関係機関のほか、相談事業を行うNPO法人等が把握した者について、これらの機関から女性健康支援センターに確実につながるよう、女性健康支援センターの所在地や連絡先、役割等について広く周知を行うこと。

(6) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援については、以下の内容を実施すること。

- ① 妊娠に悩む者に対する相談指導において、児童福祉法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）と疑われる者を把握した場合には、必要に応じて面談・訪問による相談等を行いその状況を確認するとともに、支援対象者との信頼関係を構築する。
- ② 特定妊婦と疑われる者のうち、医療機関による妊娠の確認ができていない者で、かつ産科受診等が困難と認められる場合には、産科等医療機関への同行支援や④に定める産科受診に対する助成を行う。
- ③ ①または②の結果、支援が必要と認められると実施主体が判断する者に対して、行政機関等関係機関に確実につなぐための同行支援や情報共有等を行う。
- ④ 産科受診に対する助成については、明らかに妊娠していると判断できる場合を除き、女性健康支援センター等において市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行ったうえで医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用を対象とし、相談指導を実施する前に、支援対象者がすでに受診していた場合の産科受診料に対する助成や現金給付については対象外とする。

⑤ 留意事項

(ア) 相談に当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に不妊専門相談センター等の他機関との連携を図ること。

また、相談支援は窓口による相談のみならず、対象者の実情等を踏まえ、アウトリーチによる相談支援を実施すること。

(イ) 関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報の適正な管理に十分配慮すること。

(ウ) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援の実施に当たっては、できる限り複数で対応するなど、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。

(エ) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援において、支援対象者が遠方に居住している場合や女性健康支援センターの職員による同行支援の実施が難しい場合等には、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に同行支援への協力を依頼するなど、関係機関と連携することが望ましい。

(7) 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への支援を実施する場合には、別添6「若年妊婦等支援事業」に基づき実施すること。なお、特定妊婦等と疑われる者に対する産科同行支援については、本事業で定める内容で実施すること。

(8) 留意事項

- ① 相談に当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に不妊専門相談センター等の他機関との連携を図ること。
- ② 関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報の適正な管理に十分配慮すること。
- ③ 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援の実施に当たっては、できる限り複数で対応するなど支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。
- ④ 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援において、支援対象者が遠方に居住している場合や女性健康支援センターの職員による同行支援の実施が難しい場合等には、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に同行支援への協力を依頼するなど、関係機関と連携することが望ましい。

不妊専門相談センター事業

1 事業目的

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多い。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。

3 事業内容等

都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

（１）不妊症に対する支援

① 対象者

不妊で悩む夫婦等を対象とする。

② 事業内容

（ア）夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導

（イ）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応

（ウ）不妊治療に関する情報提供

（エ）不妊相談を行う専門相談員の研修

（オ）相談体制の向上に関する検討会の設置

（カ）不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催

（キ）その他不妊相談に必要な事項

③ 実施担当者

本事業は、不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関しての知識を有する者等により実施する。

なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不妊治療等に関する専門性の向上に努めること。

また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。

④ 実施日時、場所

本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を勘案して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。

なお、相談指導、学習会及び講演会等の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。

⑤ 不妊治療に関する情報提供については、都道府県域やその近隣地域における不妊治療の実施状況に関する情報提供を行うものとする。

- ⑥ 不妊相談を行う専門相談員の研修については、以下の内容についてこれを行うものとする。

(ア) 不妊相談の進め方

(イ) 不妊の原因

(ウ) 不妊の検査方法

(エ) 不妊の治療方法

排卵誘発剤の使用法・副作用、体外受精・胚移植についてなど

(オ) その他不妊相談について必要な事項

- ⑦ 周知徹底

不妊相談を希望する者が、不妊専門相談センターの所在等を容易に把握することができるよう、各種広報紙への掲載、ポスターの作成配布を通じ周知徹底を図るとともに、医療機関に対しても同センターについて周知を図るものとする。

- ⑧ 事業推進上の留意事項

本事業による不妊相談については、女性健康支援センター事業において実施する不妊相談や、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センターと連携を密にし、各事業が、その内容に応じて、適切な対応を行うことができるよう配慮するとともに、専門的な相談を必要とする者が本事業の対象として紹介されるよう連携体制の整備を図るものとする。

については、都道府県が設置する不妊専門相談センターと、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センター又は同一都道府県内の指定都市・中核市が設置する不妊専門相談センターとの間などにおいて、例えば専門医等による相談対応、社会福祉・心理の専門家による相談のほか、不妊の当事者によるグループ活動やピアカウンセリングの実施など、役割分担や連携を図る等の工夫を図ることが望ましい。

その他、次の事項に留意するものとする。

(ア) 不妊治療に関する情報提供に当たっては、女性健康支援センターや保健所等の関係機関においても相談者に対し必要な情報の提供ができるよう、その内容や方法等を工夫するものとする。

(イ) 不妊専門相談センターに、泌尿器科を有しない場合には、泌尿器科を標榜する医療施設と密接な連携を図ることが望ましい。

(ウ) 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。

(エ) 不妊相談については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。

(オ) 不妊相談については、インフォームド・コンセントに十分留意する。

- ⑨ 関係機関との連携

都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、医療機関、産婦人科及び泌尿器科医を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。

- (2) 習慣流産等（いわゆる不育症）に対する支援

- ① 対象者

習慣流産等（いわゆる不育症）（以下「不育症」という。）で悩む者を対象とする。

- ② 事業内容

(ア) 不育症に関する相談対応

(イ) 不育症相談を行う専門相談員の研修

(ウ) 不育症治療に関する普及啓発

(エ) 不育症に関する学習会及び講演会等の開催

(オ) その他不育症相談に必要な事項

③ 実施担当者

本事業は、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関する知識を有する者等により実施する。

なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不育症支援に関する専門性の向上に努めること。

また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。

④ 実施場所

本事業は、不妊専門相談センター又は都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長が適当として指定した場所とする。

⑤ 周知徹底

不育症相談を希望する者への相談対応が出来るよう不妊専門相談センター等の所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成するとともに、医療機関に対しても周知を図るものとする。

⑥ 関係機関との連携

都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。

HTLV-1 母子感染対策事業

1 事業目的

HTLV-1 母子感染について、妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1 母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域における HTLV-1 母子感染対策の推進を目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。

3 事業内容等

都道府県は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

(1) HTLV-1 母子感染対策協議会の設置

① 都道府県は、HTLV-1 母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成する HTLV-1 母子感染対策協議会を設置するものとする。

② HTLV-1 母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。

(ア) 妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施に関する事項

(イ) HTLV-1 母子感染に係る相談窓口に関する事項

(ウ) HTLV-1 母子感染に関する普及啓発に関する事項

(エ) HTLV-1 母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項

(オ) HTLV-1 母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項

(カ) HTLV-1 母子感染対策の評価に関する事項

(キ) その他 HTLV-1 母子感染対策の体制整備に関する事項

(2) HTLV-1 母子感染対策関係者研修事業

① 都道府県は、医療機関において HTLV-1 母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1 母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。

② 研修する事項は以下のとおりとする。

(ア) HTLV-1 及び HTLV-1 感染が原因で発症する疾病（成人 T 細胞白血病等）に関する基本的事項

(イ) HTLV-1 母子感染に関する基本的事項

(ウ) HTLV-1 母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項

(エ) その他 HTLV-1 母子感染対策に関して必要な事項

(3) HTLV-1 母子感染普及啓発事業

都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1 母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。

(4) その他

事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。

「ヒト白血病ウイルス-1 型（HTLV-1）母子感染に関する情報の提供について」

（平成 22 年 6 月 8 日雇児母発 0608 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）、「妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1 型（HTLV-1）抗体検

査の実施について」（平成 22 年 11 月 1 日雇児母発 1101 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）、「HTLV-1 総合対策について」（平成 22 年 12 月 20 日健発 1220 第 5 号、雇児発 1220 第 1 号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）

若年妊婦等支援事業

1 事業目的

予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行支援などを実施する。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の全部又は一部を民間事業者等に委託することができる。

3 事業の対象

10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず、特定妊婦と疑われる者等（以下「若年妊婦等」という。）を対象とする。

4 事業の内容及び実施方法

次の（１）の内容を実施する。なお、（２）、（３）の内容については、地域の実情に応じて実施することとする。

（１）相談支援等

相談支援等は、以下の①～④に掲げる方法で実施する。但し、①、②及び③については、必ず実施すること。なお、相談支援を実施する際には、地域の実情や、若年妊婦等の状況に応じて、夜間休日等の対応を実施すること。

①窓口相談

②アウトリーチによる相談

③コーディネート業務

（ア）本事業等によって把握した若年妊婦等を継続的に支援していくため、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関など、幅広い関係機関との連絡調整を行うこと。

（イ）４（３）を実施する場合、宿泊施設等との調整を行うこと。

④SNS等を活用した相談

（ア）若年妊婦等が相談しやすい体制を整備する観点から、SNS等を活用し、相談体制の構築を推進し、若年妊婦等からの相談に多様な選択肢を用意することにより、相談体制の充実を図る。

（イ）SNS等を活用した即応性のある文字情報等による相談を実施する。また、必要に応じて、相談員の専門性を向上させるための研修、SNS等による相談の効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談技法の開発等を行う。

相談員については、SNS等を活用した相談又は電話相談の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者としてすること。

なお、SNS等を活用した相談は、電話相談や対面による相談とは異なる相談技法が必要になることから、第三者への委託を行う場合も含めSNS等を活用した相談に関する知識及び経験を有していない相談員を選考する場合は、相談を開始する前に必要な研修等を行うなど、十分な相談体制を整えること。

(2) 産科受診等支援

産科受診等支援を実施する場合は、別添3「女性健康支援センター事業」の3(6)の内容に準じて実施すること。

(3) 緊急一時的な居場所の確保

アウトリーチや、継続的な相談支援等の過程において、若年妊婦等の居所が不安定である等の場合、1週間程度の一時的な居場所として、宿泊施設等を確保することができる。なお、宿泊日数については、上記を目安として、状況に応じて適切に判断すること。

また、若年妊婦等が再び居所不安定な状況に置かれないよう、関係機関と連携を行い、確実に次の支援に繋げること。

5 関係機関との連携

福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関と、定期的な協議会を開催するなど、若年妊婦等を突発的に支援することとなった場合でも適切に支援が行えるよう、体制を構築すること。

6 留意事項

(1) 本事業を、都道府県等が民間団体等へ委託せず、直接の実施主体として実施する場合には、別添3「女性健康支援センター事業」における若年妊婦等支援としての基準単価を適用すること。

(2) 本事業で収集した個人情報等の管理は、関係者以外が触れることができないようにし、関係者間で共有する場合は本人の同意を得るなど、十分に注意すること。

(3) 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることができない。

産前・産後サポート事業

1 事業目的

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族（以下「利用者」という。）

また、4（2）②について、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて適切に判断すること。

4 事業の実施方法及び内容

以下の（1）～（3）の事業を実施すること。なお、それぞれ単独で実施することは差し支えない。

（1）相談支援等

次の①の（ア）又は（イ）の実施方法により、②の（ア）から（オ）の内容を実施する。

① 実施方法

（ア）アウトリーチ（パートナー）型

実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談等に対応すること。

（イ）デイサービス（参加）型

公共施設等を活用し、集団形式等により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応すること。

② 内容

（ア）利用者の悩み相談対応やサポート

（イ）産前・産後の心身の不調に関する相談支援

（ウ）妊産婦等をサポートする者の募集

（エ）子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催

（オ）母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

（2）多胎妊産婦等支援

① 多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合や、外出が困難な場合など、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

② 多胎妊産婦等サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭（以下、「多胎妊産婦等」という。）のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するた

めの研修を実施する。

(3) 妊産婦等への育児用品等による支援

妊産婦等の状況確認や医療提供体制・相談支援体制に関する情報提供について、直接面談により行う機会を設けるため、市区町村の創意工夫を活かした取組を実施する。

(例) 葉酸サプリや母子栄養食品、育児用品の支給(紙おむつ等) など

5 実施担当者

次の(1)から(4)までに掲げる者を必要に応じて配置すること。ただし、4(1)

②(イ)の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とするのが望ましい。また、利用者に直接支援を行う者に対して講習会を実施する等、利用者に対する適切な支援が行えるよう配慮すること。

(1) 助産師、保健師又は看護師

(2) 子育て経験者、シニア世代の者等

(3) その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者

(4) 4(2)②については、多胎妊産婦等への支援に関する研修を受けている等必要な知識・経験を有する者

6 母子保健関係機関等との連携体制の整備

事業の円滑な実施を図るため、市町村保健センター等の関係機関との連携を図ること。

7 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。

(2) 妊娠の届出等において、多胎妊産婦等を把握した場合、本事業の利用についての意思確認や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、多胎妊産婦等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。

(3) 4(2)を実施する場合、多胎育児の経験のある家庭や、対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況によっては、他市町村と共同で実施することは差し支えない。ただし、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。

(4) 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点で同意を得ておくこと。

なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

(5) 支援における子どもの事故のみならず、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。

(6) 次に掲げる事業は対象から除外する。

① 講習会等による集団指導(両親学級、母親学級、育児学級等)

② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導

③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助(但し、4(2)②を除く)

④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業

⑤ 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業(但し、4(3)を除く)

- (7) 4 (3) を実施する場合、早期に支援につなげることを目的としているため、必ず妊産婦等との接触を図ること
- (8) より多くの妊産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。
- (9) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。
- (10) 子育て経験者等の実施担当者の名簿を作成すること。
- (11) 利用者ごとに支援台帳を作成すること。
- (12) 個人情報の保護に十分留意すること。
- (13) 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- (14) (1) から (13) の他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

産後ケア事業

1 事業目的

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の（１）又は（２）の事由に該当する者（以下「利用者」という。）とする。対象者の選定に当たっては、退院直後の褥婦は、心身の回復期にあり孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮することとする。

（１）産後に心身の不調又は育児不安等がある者

（２）（１）の他、特に支援が必要と認められる者

4 事業の実施方法及び内容

地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の（２）の①、②又は③の実施方法により、原則として（２）の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。

（１）実施方法

① 宿泊型

病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として７日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。

利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。

② デイサービス型

日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

③ アウトリーチ型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

（２）内容

① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）

② 褥婦に対する療養上の世話

③ 産婦及び乳児に対する保健指導

④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

⑤ 育児に関する指導や育児サポート等

5 実施担当者

次のとおり、事業の内容に応じて(1)を配置したうえで、(2)及び(3)の担当者を配置

すること。また、宿泊型で実施する場合には、24 時間体制で1 名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。

- (1) 助産師、保健師又は看護師
- (2) 心理に関しての知識を有する者
- (3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

6 実施場所

(1) 宿泊型

利用者が宿泊する施設は、原則として次のアからオまでの設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用するができる設備がある場合は、この限りでない。

- ① 利用者の居室
- ② カウンセリング室
- ③ 乳児保育室
- ④ 体操等を行う多目的室
- ⑤ ①から④までの他、事業の実施に必要な設備

(2) デイサービス型

個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用するができる設備がある場合は、この限りでない。

(3) アウトリーチ型

利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。

7 医療機関との連携体制の整備

- (1) 事業の円滑な実施を図るため、都道府県医師会及び郡市医師会等の協力を得て、医療機関との連携体制を十分に整備すること。
- (2) 事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。
- (3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

8 利用料

本事業の実施に当たっては、原則、利用者から利用料を徴収すること。
ただし、利用者の所得に十分配慮すること。

9 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、利用者等の有無や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- (3) 本事業の実施に当たっては、他市町村と共同で実施することは差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報 の適正な管理

に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、利用者から利用開始時点に同意を得ておくこと。

なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

(5) 利用者及びその子ども並びに関係者の安全性の確保に十分配慮すること

(6) 次に掲げる事業は対象から除外する。

① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）

② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導

③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助

④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業

⑤ 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業

(7) より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。

(8) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。

(9) 利用者ごとに支援台帳を作成すること。

(10) 個人情報の保護に十分留意すること。

(11) 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。

(12) (1) から (11) までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業

1 事業目的

産後ケアを行う施設に勤務する職員及び利用者向けマスクや消毒用エタノール等の一括購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発などに必要となる費用について補助を行うことで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は市町村とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。

3 事業内容

産後ケアを行う施設に対し、以下の（１）～（５）の事業を実施することとする。

- （１）勤務する職員及び利用者向けマスクの一括購入
- （２）消毒用エタノール等の一括購入
- （３）事業所等の消毒
- （４）感染症予防の広報・啓発
- （５）その他、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することに資する事業

妊娠・出産包括支援緊急整備事業

1 事業目的

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。

2 事業主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象施設

妊娠・出産包括支援事業を実施又は実施を予定している市町村（市町村保健センター等）、委託先の民間事業者等が所有する施設

4 事業内容

産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所の修繕を行う。

5 事業の対象事例

- ・ パソコンを設置するための配線工事
- ・ 冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・ 幼児用トイレの設置
- ・ 幼児用シンクの設置
- ・ 幼児用バス（沐浴槽）の設置
- ・ 調乳ユニットの設置
- ・ 玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・ 畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・ 相談室の間仕切り
- ・ その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕

6 事業の実施期限

各年度 3 月 3 1 日までに修繕に着手し、完了したものを対象とする。

7 留意事項

別添 7「産前・産後サポート」のうち多胎妊産婦等支援や、別添 8「産後ケア事業」について、他市町村と共同実施する場合にも、本事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。

子育て世代包括支援センター開設準備事業

1 事業目的

子育て世代包括支援センターに係る開設準備のために、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区含む。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

子育て世代包括支援センターを開設するまでの準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行う。

ただし、子育て世代包括支援センターの設置に要する施設整備や設備整備等は本事業の対象から除外する。

4 留意事項

子育て世代包括支援センターを市町村で共同実施する場合にも、本事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。

妊娠・出産包括支援推進事業

1 事業目的

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。

3 事業内容

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。

(1) 連絡調整会議

都道府県と市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。

(2) 保健師等の専門職への研修

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するに当たり、保健師等の専門職等が産前・産後サポート事業や産後ケア事業、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業（母子保健型）を実施するために必要な専門的知識を身につけるための研修を行う。

(3) ニーズ把握調査

産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者のニーズ把握のための調査を行う。

(4) 市町村共同実施の推進

都道府県が主導し、市町村での共同実施を推進するための検討会や連絡調整等を行う。

(5) その他

上記の他、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するための支援を行う。

なお、必要に応じて、市町村による利用者支援事業（母子保健型）の実施にも 資するような支援を行うこと。

不妊に悩む方への特定治療支援事業

1 事業目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

3 対象者

- （1）特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。
- （2）治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦とする。

4 対象となる治療等

特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。）

なお、以下に掲げる治療は助成の対象としない。

- （1）夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- （2）代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- （3）借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

5 医療機関の指定等

- （1）事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。

なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。

- ① 別添 17「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。
- ② 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対応できる医療機関であること。例えば、公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。
 - ・体外受精・胚移植に関する見解（平成26年6月）
 - ・顕微授精に関する見解（平成18年4月）
 - ・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成26年6月）

- ・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成 20 年 4 月）
- ・生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成 27 年 4 月）
- ・出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成 25 年 6 月）

また、指定に当たっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。

- （2）指定した医療機関についても、3 年程度を目途に、指定基準に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、すみやかに再審査を行い、指定の取消を行うことができるものとする。
- （3）指定医療機関及びそれを指定する都道府県知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、指定医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮するものとする。
- （4）本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。

6 実施方法

本事業の実施は、都道府県等が、3 に定める対象者が 5 により指定する医療機関において 4 に定める治療のために要した費用の一部を助成することにより行うものとする。

7 助成の額及び期間

- （1）特定不妊治療に要した費用に対して、1 回の治療につき 15 万円（ただし、別添 18 の C 及び F の治療については、7 万 5 千円）まで、助成する。通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満であるときは、6 回（40 歳以上であるときは通算 3 回）までとする。

ただし、平成 25 年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成 27 年度までに通算 5 年間助成を受けている場合には、助成しない。

なお、「1 回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精 1 回に至る治療の過程を指す。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も 1 回とみなす。

- （2）（1）のうち初回の治療に限り 30 万円まで助成する。（ただし、別添 18 の C 及び F の治療を除く）
- （3）特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、（1）及び（2）のほか、1 回の治療につき 15 万円まで助成する。（ただし、別添 18 の C の治療を除く）
- （4）（3）のうち初回の治療に限り 30 万円まで助成する。

8 助成の申請及び決定

（1）助成の申請

- ① 助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を経由して都道府県知事等に申請を行うものとする。
- ② 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式（別添 19 を参考とすること。）及び必要書類を添付する。なお、必要書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

（2）助成の決定

- ① 当該年度分の助成対象か否かについては申請が行われた日を基準とする。
- ② 都道府県知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知すること。

9 支給要件等

（1）所得要件

夫及び妻の前年の所得（１月から５月までの申請については前々年の所得）の合計額が７３０万円未満である場合に助成を行うこととする。

（２）所得の範囲

（１）の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号）第２条を準用する。

（３）所得の額の計算方法

（１）の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第３条を準用する。

10 広報活動等

（１）不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。

また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇している一方で、高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていないことがあることや、不妊治療をしても妊娠に至らない場合があることから、こうした知識について正確な情報の提供、普及啓発を行うこと。

さらに普及啓発に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこと。

（２）助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。

（３）不妊に悩む方への支援は、経済的負担軽減とともに、不妊に関する相談指導や情報提供等を併せて行うことが望ましいため、本事業の実施に当たっては、別添４に掲げる「不妊専門相談センター」を設置し、当該センター及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。

11 実績・成果の把握

（１）指定医療機関の医師等及び都道府県等は、助成を受けようとする夫婦に対し、

（２）に掲げる調査項目について、学会及び都道府県等において把握することをあらかじめ説明するものであること。

（２）厚生労働省は、学会を通じて得た次の調査項目の集計結果について、都道府県等に通知するものであること。

・ 取りまとめ内容

受給人数（全数、治療方法別）、治療周期総数（全数、治療方法別）、
年齢分布（全数、治療方法別）、妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、
採卵あたり妊娠率（全数、年齢別、治療方法別）、
多胎妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、
生産分娩数（全数、年齢別、治療方法別）、
採卵あたり生産率（全数、年齢別、治療方法別）、
出生児数（全数、年齢別、治療方法別）、
低出生体重児数（全数、年齢別、治療方法別）、
妊娠後経過不明数（全数、治療方法別）

（３）都道府県等は、（２）をもとに、必要に応じて管内の事業実績の分析を行い、その成果を把握すること。

12 留意事項

- (1) 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせで行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。
- (2) 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳（様式は別添 20 を参考とすること。）を備え付け助成の状況を把握すること。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うこと。
- (3) 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

産婦健康診査事業

1 事業目的

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の実施に当たっては、（1）～（3）の要件を満たすこと。

- （1）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。
- （2）産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）から市町村へすみやかに報告されるよう体制を整備すること。
- （3）産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、別添8「産後ケア事業」による支援を行うこと。

3 対象者

産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦とする。

4 対象となる産婦健康診査

（1）内容

- ① 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ② 体重・血圧測定
- ③ 尿検査（蛋白・糖）
- ④ 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと

（2）回数

対象者1人につき2回以内とする。

5 産婦健康診査の実施等

- （1）本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。
- （2）産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。
- （3）産婦健康診査の結果を踏まえ、別添8「産後ケア事業」による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。
また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。

6 費用の請求

実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、市町村長に行うものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、2 (1) ～ (3) を満たす場合に限り、産婦健康診査にかかる費用を対象者へ直接助成することを認める。
- (2) 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。

新生児聴覚検査体制整備事業

1 事業目的

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。

また、都道府県における新生児聴覚検査の結果の集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等の実施、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施や、聴覚検査機器（ＡＢＲ、自動ＡＢＲ）を所有していない小規模の産科医療機関等による購入の支援を実施することで、新生児聴覚検査の体制を整備し、受検率の向上を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。なお、3（5）については、事業の全部又は一部を都道府県が指定する医療機関等へ委託することができる。

3 事業内容

都道府県は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部（（1）は必須）又は全部を実施するものとする。

- （1）行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催
- （2）医療機関従事者等に対する研修会の実施
- （3）新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- （4）都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- （5）新生児聴覚検査管理等事業

都道府県もしくは都道府県が委託する中核的な医療機関（以下「都道府県等」という。）において、以下の①～④の事業を実施する。

① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有

産科医療機関等が実施する新生児聴覚検査の検査結果において、要再検査（リファア）と判断された子が生じた場合、都道府県等でその情報を集約し、精密検査機関及び市町村と情報共有を行い、当該子が漏れなく精密検査を受検できるようにする。

また、当該子が精密検査を受検後、難聴と診断された場合は、速やかに療育機関につながるよう体制を整備し、併せてその状況を把握する。

② 市町村への指導等

管内市町村において、新生児聴覚検査の受検状況等の把握や集計を行っているか確認するなど、適切な指導等を実施する。

③ 相談対応等

（ア）難聴と診断された子を持つ親等への相談対応や、精密検査機関及び療育機関の紹介

（イ）産科医療機関等や、市町村からの新生児聴覚検査に関する相談対応

④ 検査状況・精度管理業務

新生児聴覚検査を実施している産科医療機関等に対し、定期的に検査の実施状況の把握・確認や精度管理を行う。

（6）聴覚検査機器購入支援事業

聴覚検査機器を所有していない小規模の産科医療機関等が、聴覚検査機器（ＡＢＲ、自動ＡＢＲ）を購入する場合に、購入費を支援する。

（７）その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

4 留意事項

（１）都道府県は管内市町村における新生児聴覚検査実施状況（公費負担の実施、検査の受検者数・未受検者・受検率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握した上で、本事業を実施すること。

なお、協議会の設置については、名称や設置形態を問わず、既存の協議会等において協議等を行うものでも差支えない。

（２）３（５）を実施する際には、別途示す手引き書を参考に実施すること。

（３）３（５）①を実施する場合は、関係機関との協議会を活用するなどにより、市町村や産科医療機関と連携を図り、新生児聴覚検査の受検状況の把握、及び難聴と診断された子を速やかに療育機関へ繋げられるようにすること。

（４）本事業で収集した個人情報等の管理は、関係者以外が触れることができないようにし、関係者間で共有する場合は本人の同意を得るなど、十分に注意すること。

（５）本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることはできない。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

1 事業目的

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））は、子どもが死亡した時に、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を複数の機関から収集し、複数の機関と専門家により死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。

本事業では、子どもの死亡検証に係る関係機関との連携など協力体制の構築、情報の収集・管理、専門家を交えた死因等の検証及びそれを踏まえた子どもの死亡の予防策を都道府県知事へ提言を行う事業を、モデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、国へフィードバックすることで、今後のCDRの制度化に向けた検討材料とすることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。なお、この事業の一部を医療法人、その他の機関又は団体に委託することができる。

3 事業の内容及び実施方法

次の（１）～（３）の内容を実施する。

（１）CDR関係機関連絡調整会議（協力体制の構築）

医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する情報提供依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、情報の収集等を円滑に行う環境を整える。

（２）情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的死因、社会的背景）について、関係機関等から、標準化した様式を用いて収集し、リストを作成する。

なお、情報収集の際に使用する様式やリストについては、別に示すものを参考とすること。

（３）多機関検証委員会（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催する。検証結果については、標準化した様式に記録する。さらに、都道府県知事に対し、検証結果を基とした今後の対応策などをまとめた提言を行う。

なお、検証結果を記録する様式については、別に示すものを参考とすること。

4 留意事項

（１）本事業では、実際の解剖等にかかる費用は補助しない。

（２）本事業を委託で実施する場合は、予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業の内容についての理解や円滑に事業を実施するための経験、能力を確認すること。

（３）本事業の実施に当たっては、別に示す「都道府県チャイルド・デス・レビュー（CDR：予防のための子どもの死亡検証）体制整備モデル事業の手引き」に基づいて実施すること。

（４）本事業で収集した個人情報等の管理に際しては、関係法令やガイドライン等に基づ

づき、情報管理に万全を期すこと。

- (5) 本事業で収集した個人情報等について、調査担当者や、各会議、委員会に出席する委員等に対しても、個人情報の取扱いを徹底すること。

被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

1 平成28年4月熊本地震

(1) 事業目的

平成28年4月14日に発生した熊本地震において被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。

(2) 対象者

熊本地震において被災した妊産婦及び乳幼児等

(3) 実施主体

事業の実施主体は、(4)①については熊本県内の市町村（以下「県内市町村」という。）とし、(4)②については熊本県及び熊本市とする。

なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

(4) 事業内容

熊本県、県内市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

① 相談支援等事業

被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。

② 保健師等に対する研修の実施

乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。

2 平成30年7月豪雨

(1) 事業目的

平成30年6月28日以降の台風7号や梅雨前線の影響による西日本を中心とした記録的な大雨（以下、「平成30年7月豪雨」という。）により被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。

(2) 対象者

平成30年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等

(3) 実施主体

事業の実施主体は、(4)①については岡山県、広島県、愛媛県（以下、「被災3県」という。）内の市町村（以下「被災3県内市町村」という。）とし、(4)②については被災3県、岡山市、広島市、倉敷市、福山市、呉市、松山市とする。

なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

(4) 事業内容

被災3県及び被災3県内市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

① 相談支援等事業

1の(4)①に同じ。

② 保健師等に対する研修の実施

1の(4)②に同じ。

3 令和元年台風第15号及び第19号

(1) 事業目的

令和元年9月に発生した台風第15号及び同年10月に発生した台風第19号（以下「令和元年台風第15号及び第19号」という）により被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。

(2) 対象者

令和元年台風第15号及び第19号において被災した妊産婦及び乳幼児等

(3) 実施主体

事業の実施主体は、(4)①については令和元年台風第15号及び第19号により被害を受けた都道府県（以下「被災都道府県」という）内の市町村（特別区を含む。以下「被災市町村」という）とし、(4)②については被災都道府県及び同都道府県内の指定都市、中核市とする。

なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

(4) 事業内容

被災都道府県及び被災市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

① 相談支援等事業

1の(4)①に同じ。

② 保健師等に対する研修の実施

1の(4)②に同じ。

4 令和2年7月豪雨

(1) 事業目的

令和2年7月3日からの豪雨（以下「令和2年7月豪雨」という）により被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。

(2) 対象者

令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等

(3) 実施主体

事業の実施主体は、(4)①については令和2年7月豪雨により被害を受けた県（以下「被災県」という）内の市町村（以下「被災県内市町村」という）とし、(4)②については被災県及び同県内の指定都市、中核市とする。

なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

(4) 事業内容

被災県及び被災県内市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

① 相談支援等事業

1の(4)①に同じ。

② 保健師等に対する研修の実施

1の(4)②に同じ。

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における
設備・人員等の指定要件に関する指針

1. 実施医療機関の具備すべき施設・設備基準

(1) 必ず有すべき施設・設備

実施医療機関は、次の施設・設備を有するものとする。

- 診察室・処置室
 - ・ 不妊の患者以外の患者と併用であってもさしつかえないこと。
- 採卵室・胚移植室
 - ・ 採卵室の設計は、原則として手術室仕様（注1）であること。
 - ・ 清浄度は原則として手術室レベル（注2）であること。
 - ・ 酸素吸入器、吸引器、生体監視モニター、救急蘇生セットを備えていること。
- 培養室
 - ・ 清浄度は原則として手術室レベルであること。
 - ・ 培養室においては、手術着、帽子、マスクを着用することとし、入室時は手洗いをを行うこと。
 - ・ 職員不在時には施錠すること。
- 凍結保存設備
 - ・ 設備を設置した室は、職員不在時には施錠すること。

(2) その他の望ましい施設

実施医療機関は、次の施設を有することが望ましい。

- 採精室
- カウンセリングルーム
- 検査室（特に、精液検査、精子浮遊液の調整等、不妊治療に関する検査を行う設備を設置した室）

2. 実施医療機関の配置すべき人員の基準

(1) 配置が必要な人員

実施医療機関は、次の人員を配置するものとする。

- 実施責任者（1名）
 - ・ 実施責任者は次の事項を全て満たすものとする。
 - (ア) 公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医（以下「産婦人科専門医」という。）である者
 - (イ) 産婦人科専門医取得後、不妊症診療に2年以上従事した者
 - (ウ) 公益社団法人日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設において1年以上勤務又は1年以上研修を受け、体外受精・胚移植の技術を習得した者
 - (エ) 常勤である者
 - ・ 実施責任者の責務は次の通りとする。
 - (ア) 不妊治療に関する医療安全管理マニュアルの策定
 - (イ) 不妊治療を実施する施設・設備についての安全管理
 - (ウ) 不妊治療にかかる記録・情報等の管理
- 実施医師（1名以上、実施責任者と同一人でも可）
 - ・ 年間採卵件数が100件以上の施設については、一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医がいることが望ましい。
- 看護師（1名以上）
 - ・ 不妊治療に専任（注3）している者がいることが望ましい。
 - ・ 年間治療件数が500周期以上の施設については、公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましい。
- 配偶子、受精卵及び胚の操作・取扱い、並びに培養室、採精室及び移植室などの施設・器具の準備・保守の一切を実際に行う、生殖補助医療に精通した技術者（いわゆる胚培養士・エンブリオロジスト（医師を含む））（1名以上、実施責任者又は実施医師と同一人でも可）
 - ・ 年間採卵件数が100件以上の施設については、実施責任者・実施医師と同一人でないこ

とが望ましい。

(2) 配置が望ましい要員

実施医療機関は、次の人員を有することが望ましい。

○ 泌尿器科医師

- ・ 特に、精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法等を実施する施設では、泌尿器科医師との緊密な連携を取れるようにしておくことが重要である。
- ・ 一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医であることが望ましい。

○ 患者（夫婦）が納得して不妊治療を受けることができるように、不妊治療の説明補助、不妊治療の選択の援助、不妊治療を受ける患者への継続的な看護とともに生殖医療チーム内の調整を行う者（いわゆるコーディネーター）

- ・ 年間治療件数が 500 周期以上の施設については、公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましい。

○ 心理学・社会学等に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験を持ち、患者（夫婦）を不妊に関しカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者（いわゆるカウンセラー）

- ・ 患者（夫婦）の状態等に応じて、必要な心理カウンセリング及び遺伝カウンセリングが可能となるよう、配置した者の専門でない分野の経験を持つ者との連携体制を確保しておくことが望ましい。

3. その他の要件

実施医療機関は、次の項目を満たすことが必要である。

○ 自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては、妊娠から出産に至る全ての経過の把握および公益社団法人日本産科婦人科学会に対する報告を行っていること。

○ 自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとること。

○ 本事業の実績・成果の把握のための調査に協力する医療機関であること。

○ 公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）の登録に協力すること。

○ 医療安全管理体制が確保されていること。

- 1 医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。
- 2 医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握すること。
- 3 医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。
- 4 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。
- 5 自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保存管理及び記録を行うこと。
- 6 体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築すること。なお、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・いわゆる胚培養士・エンブリオロジストのいずれかの職種の職員 2 名以上で行うこと（医師については、実施責任者と同一人でも可）。

次の項目については、満たすことが望ましい。

○ 倫理委員会を設置することが望ましい。その委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずることとする。

- 1 倫理委員会は中立を保つため委員構成に配慮が必要であり、中立的な外部委員を複数入れることが望ましい。
- 2 倫理委員会委員長を実施責任者が兼ねてはならない。
- 3 自医療機関で十分な人員を確保できない場合には、他の医療機関・大学等に設置されている、上記会告に準じた倫理委員会に審査を委託してもよいこととする。

○ 公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加していることが望ましい。

○ 不妊治療にかかる記録については、保存期間を 20 年以上とするのが望ましい。

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

第 20 条第 3 号 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房および照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有しなければならない。

注 2：「手術室レベルの清浄度」の参考

清浄度クラス	名称	該当室	室内圧	微生物濃度
I	高度清潔区域	バイオクリーン手術室など	陽圧	10 CFU/m ³ 以下
II	清潔区域	手術室	陽圧	200 CFU/m ³ 以下
III	準清潔区域	ICU、NICU、分娩室	陽圧	200-500 CFU/m ³
IV	一般清潔区域	一般病室、診察室、材料部など	等圧	(500 CFU/m ³ 以下)
V	汚染管理区 拡散防止区域	細菌検査室など トイレなど	陰圧 陰圧	(500 CFU/m ³ 以下)

注 3：「専任」について

当該看護師の全業務のうち半分程度以上不妊治療に従事していることを目安とする。

別添18 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容		採 卵 ま で			採精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚 移 植						（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認	助成対象範囲
		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数		14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施												助成対象	
B	凍結胚移植を実施＊													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(表)
不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

		(ふりがな) 氏名	生年月日			
	夫	()	昭和 平成	年	月	日(歳)
	妻	()	昭和 平成	年	月	日(歳)
	住所(※1)	〒 電話 ()				
	住所(※2)	〒 電話 ()				
	備考					
過去にこの助成金を受けたことがありますか (男性不妊治療分除く) ない ・ ある → 過去 () 回受けた 都道府県 助成を受けた自治体は(当県(市) ・ 市) (男性不妊治療分) ない ・ ある → 過去 () 回受けた 都道府県 助成を受けた自治体は(当県(市) ・ 市)						
申請者氏名 申請額 (男性不妊治療分除く) 金 円 申請額 (男性不妊治療分) 金 円 申請額 合計 金 円 (元号) 年 月 日 都道府県知事 (市長) 殿						
	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所				
	貯金種別	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人	()		
	口座番号					(左詰記入)

申請受理年月日		(承認・不承認) 決定年月日		
受給者番号				

注) 太枠の中をご記入ください。
※1: 夫婦の住所を記入する。
※2: 単身赴任等で夫と妻が異なる場合に住所を有する場合等夫婦の住所が異なる場合に記入。

- (添付書類)
- 1. 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
 - 2. 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
 - 3. 夫及び妻の所得額を証明する書類

受給者番号

医療機関発行の領収書添付箇所

(裏面添付又は別添可)

不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

(元号) 年 月 日

医療機関の名称及び所在地
主治医氏名

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

(ふりがな) 受診者氏名	夫 ()	妻 ()
受診者生年月日	昭和 年 月 日 (歳) 平成	昭和 年 月 日 (歳) 平成
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号(注参照)に○を付けてください 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください) 男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください (精子回収の有無) () 1. 有 2. 無	
今回の治療期間※1	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (男性不妊治療分) (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日	
日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票 登録の有無	有 → 症例登録番号※2 無	
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る] 特定不妊治療費 (男性不妊治療費除く) 領収金額 円 男性不妊治療費※3 領収金額 円	

※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2) 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

※3) 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関(指定を受けていない医療機関である場合を含む)で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
 - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母胎の状態を整えるために1~3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
 - C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
 - D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
 - E 授精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
 - F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- ※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成の対象となりません。

不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳

受給者番号						生年月日	
	申請者氏名	(夫)				昭和 平成	年 月 日 (歳)
		(妻)				昭和 平成	年 月 日 (歳)
	住所(※1)	〒					電話 ()
	住所(※2)	〒					電話 ()
	備考						

※1: 夫婦の住所を記入する。

※2: 夫婦の住所が異なる場合に記入する。

住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場合に住所を有する場合をいう。

(特定不妊治療)

申請受理 年月日 (初回分)	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間	症例登 録番号 の有無	備考
					開始 ----- 終了		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		

(男性不妊治療)

申請受理 年月日 (初回分)	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間	備考
					開始 ----- 終了	
		(承認・不承認)			-----	
		(承認・不承認)			-----	
		(承認・不承認)			-----	

新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があることなどから、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障害等が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱え日常生活に支障を来す妊婦も存在する。

このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。

2. 実施主体

(1) 3の(1)①、②

都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市とする。

また、事業の実施に当たり、関係団体、医療機関、助産所等に事業の一部を委託することができる。都道府県が実施する場合、事業の実施にあたり、市区町村へ委託することができる。

(2) 3(1)③の事業

都道府県とする。

(3) 3の(2)の事業

都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市とする。また、事業の実施に当たり、関係団体、医療機関に事業の一部を委託することができる。

(4) 3の(3)及び(4)の事業

市区町村とする。また、事業の実施に当たり、関係団体や民間事業者等へ事業の一部を委託する事ができる。

3. 事業内容

(1) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援

① 新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦について、本人の希望を踏まえ、助産師、保健師等による訪問や電話相談などで継続的に寄り添い型のケア支援を実施

② 新型コロナウイルスに感染した妊産婦を診療している医療機関に対し、当該妊産婦がケア支援を希望する場合に、実施主体に対し必要な情報を提供するとともに、ケア支援の過程で妊産婦の病状等に変化があった場合、必要に応じ、情報共有等の調整を実施

③ 都道府県が当事業を実施する場合、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市やそれ以外の市町村との調整を実施

(2) 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査

(1)を実施した上で、不安を抱える妊婦が分娩前に新型コロナウイルス検査の補助等を実施

(3) オンラインによる保健指導等

① 対面で行ってきた保健指導や個別相談などの母子保健事業を、オンラインで実施すること

② 上記①をオンライン等で実施するに当たって必要となる通信環境やタブレット

などの環境の整備や事業の実施に必要な人員の配置を実施

(4) 育児等支援サービス

里帰り出産が困難な妊産婦に対し、民間事業者等が提供する育児支援サービス等を利用した際の利用料の補助を実施

4. 留意事項

- (1) 当事業の実施に当たり、類似の補助を受けている場合は、重複して補助を受けることはできない。
- (2) 当事業の利用に当たっては、サービスを利用する妊産婦から利用料は原則徴収しない。
- (3) 3 (1) 及び (2) を実施するに当たり、当該自治体に住民票がない妊産婦に対しても支援の対象とすること。
- (4) 3 (1) を実施するに当たり、新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦について、本人がケア支援を希望する場合に、別途示す様式を活用し、当該妊産婦の状況について実施主体である自治体に情報提供すること。
- (5) 都道府県が 3 (1) を実施するに当たり、業務の一部を市町村へ委託することが考えられるが、その場合、調整事務費などを活用し、都道府県と市町村の事務内容を整理及び調整すること。
- (6) 3 (2) を実施する場合、都道府県と指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市との間で、十分連携を確保した上で、別添 21-2 の要件を全て満たすよう、実施主体は関係団体や周産期医療機関及び検査実施機関等と調整を行うこと。その際、別途指示する様式により、体制整備の状況等について厚生労働省へ報告すること。
なお、別添 21-2 に示す要件の全てを満たしていない場合や、要件全てを満たしたにもかかわらず厚生労働省への報告がなされない場合には、3 (2) に係る補助を受けることはできない。
- (7) 3 (4) の実施に当たり、妊産婦に対して、民間事業者のサービス以外にも、自治体において社会福祉協議会や、子育て NPO 等で実施している支援の利用を勧めることは差し支えない。
- (8) 3 (4) の実施に当たり、里帰りが困難なことの確認については、妊産婦の家庭や出産等の状況などを総合的に確認した上で判断すること。

別添 21－ 2

不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査の要件について

別添 21－ 1 「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」のうち、「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査」を実施する場合、以下 1 から 3 の全ての要件を満たすこと。

1. 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援事業の実施

新型コロナウイルスに感染した妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があるなど、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の問題等が懸念されることから、別添 21－ 1 「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」に定める「新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援」を実施し、妊産婦が抱く不安に寄り添った支援を行うこと。

2. 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への医療提供体制の確保

新型コロナウイルスに感染した妊産婦の状態や重症度等を考慮した受入れ医療機関の設定等適切な周産期医療提供体制を確保すること。

受け入れ医療機関においては、検査結果が陽性となった妊婦が医師に対して十分に相談できる体制を整えるとともに、医師は妊婦の疑問や不安に適切に対応すること。

3. 新型コロナウイルス感染症検査の実施体制について

検査を希望する妊婦は新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有さない妊婦であることに鑑み、当該妊婦に不安を与えないことに配慮しつつ、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する者とは分離して検査が実施できるよう、体制を整備すること。

(1) 検査実施機関

新型コロナウイルス検査の実施機関は、次の①から⑤のいずれかであること。

- ① 妊婦健診を行う医療機関
- ② 分娩予定の医療機関
- ③ 帰国者・接触者外来
- ④ 地域外来・検査センター
- ⑤ 上記以外で、下記(2)に記載する要件を満たす機関

※ ③から⑤においては、産婦人科医師（産婦人科専門医）が在籍していることが望ましい。

(2) 検査機関における体制の整備等について

下記①及び②の内容を全て満たした機関であること。

① 適切な検査実施体制の確保

他の受診患者との空間的分離、もしくは時間的分離により、検査を希望する妊婦に不安を与えない方法で、検査実施体制を確保していること。

ア 空間的分離

他の感染が疑われる受診患者等との接触を避けるため、妊婦専用ブースを設置すること。あるいは、妊婦専用の帰国者・接触者外来を設置すること。
また、検査エリアへの動線にも配慮すること。

イ 時間的分離

他の受診患者との接触を避けるため、妊婦専用の時間帯を設けること。

② 妊婦への適切な検査前説明

検査の実施に当たり、検査を希望する妊婦本人に対し、事前に以下の点について丁寧な説明を行うこと。

ア 検査は、妊婦が希望する場合に任意で行われるものであること。ただし、例えば陣痛が発来しているなど、その時点の妊婦の状態によっては、医師の判断により新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要とされる処置が検査より優先される可能性があること

イ 検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率で起こりうること

ウ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により原則入院や宿泊療養になるなど生活が制限される可能性があること

エ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩場所が変更となることや、計画分娩や帝王切開等での分娩となる可能性があること

オ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性があること

カ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦は、希望により継続的なケア支援が提供されること

乳幼児健康診査個別実施支援事業

1. 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、乳幼児健康診査を集団健診から、個別の医療機関等へ健診を受けに行く個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

2. 実施主体

市区町村

3. 事業内容

乳幼児健康診査のうち、3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども一人一人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。

4. 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、従来から乳幼児健康診査を個別健診で実施している場合は補助の対象外とする。
- (2) 本事業は集団健診から個別健診に切り替えた場合に追加で発生する費用について対象とする。
- (3) 乳幼児健康診査は、個々の乳幼児の健康状態や、乳幼児のおかれている生活環境に応じて保健指導を行う場でもあるため、支援が必要と考えられる乳幼児や保護者については、市区町村で把握して支援できる仕組みとすること。
- (4) 医療機関での健診の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の対策をしっかりと行った上で実施すること。